
新清掃センター整備・運営事業

入札説明書等に関する質問への回答（第1回）

令和3年11月4日

敦賀市

1 入札説明書に対する質問

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|---|-----|-----|------------|--|---|--|
| 1 | 5 | 第2章 | 8 | (1) | イ 運営業務 | (イ)に、「許可業者、排出事業者、本市民又は美浜町民が搬入する処理対象物については、本市の規定に即した処理手数料の收受を代行するものとする。」とありますが、要求水準書202頁の通り、民間事業者は計量棟で手数料を支払う直接搬入車について処理手数料の徴収代行を行うものと理解します。 (後納事業者については貴市にて徴収) | お見込みのとおりです。 |
| 2 | 6 | 第2章 | 8 | (1) | イ 運営業務 | 貴市が指定する資源化施設又は最終処分場までの距離と月当たりの運搬回数をご教示頂けないでしょうか。 | 本市の指定する場所については運搬物により異なりますが、焼却灰、飛灰は片道約5～7km圏内、古紙は片道約2～5km圏内を予定しています。 |
| 3 | 6 | 第2章 | 8 | (1) | イ 運営業務 | 古紙の資源化施設までの距離と月当たりの運搬回数をご教示頂けないでしょうか。 | 入札説明書に対する質問回答No. 2を参照してください。 |
| 4 | 6 | 第2章 | 8 | (1) | イ 運営業務 | 埋立ごみ、処理不適物の貴市が指定する資源化施設又は最終処分場までの距離と月当たりの運搬回数をご教示頂けないでしょうか。 | 入札説明書に対する質問回答No. 2を参照してください。 |
| 5 | 6 | 第2章 | 8 | (1) | イ 運営業務 | 見学者対応は一般市民、行政視察とも貴市が主体的に行い、事業者はそれに協力するとの理解で宜しいでしょうか、 | 施設見学等の予約の受付業務は行政が対応し、施設案内等は事業者が対応することを想定しています。また、予約のない見学者の受付や来場者確認については、事業者が対応することとしますが、詳細は落札者と運営開始までに協議を行います。 |
| 6 | 6 | 第2章 | 8 | (1) | イ 運営業務(オ) | 「市の指定する資源化施設に運搬するものとする」とありますが、市の指定する資源化施設の場所をご教示ください。 | 入札説明書に対する質問回答No. 2を参照してください。 |
| 7 | 6 | 第2章 | 8 | (1) | イ 運営業務(カ) | 「市の指定する資源化施設又は最終処分場に運搬するものとする」とありますが、各施設の場所をご教示ください。 | 入札説明書に対する質問回答No. 2を参照してください。 |
| 8 | 6 | 第2章 | 8 | (1) | イ 運営業務(ケ) | 周辺住民からの意見苦情について対応する内容の区分をご教示ください。 | 市と事業者が連携して対応します。 |
| 9 | 6 | 第2章 | 8 | (1) | イ 運営業務(コ) | 見学者対応について対応する内容の区分をご教示ください。 | 入札説明書に対する質問回答No. 5を参照してください。 |
| 10 | 6 | 第2章 | 8 | (2) | オ 資源化物の資源化 | 古紙を搬入する資源化事業者とは、貴市が指定する事業者との認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 11 | 9 | 第3章 | 1 | (1) | 運営事業者に出資する企業 (以下「構成員」) | 「運営事業に出資する構成員」と「共同企業体の構成員」とは別であり、「運営事業に出資しない協力企業」については、共同企業体の構成員になることができると考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 12 | 9 | 第3章 | 2 | (1) | ウ 監理技術者の配置 | 建築工事業に係る監理技術者となる資格として1級建築士又は1級建築施工管理技士がごさいますが、建築物に関して監理技術者とは別に1級建築士又は1級建築施工管理技士を配置する必要があるということでしょうか。この場合、有資格者を2重に配置することとなりますので監理技術者証を有する1級建築士又は1級建築施工管理技士を1名専任で配置することをお認め頂けないでしょうか。 | 要件を満たす1名を配置することで問題ありません。 |
| 13 | 9 | 第3章 | 2 | (2) | ア (イ) 監理技術者 イ (イ) 監理技術者 | 焼却施設とリサイクル施設の設計・施工を行うものが同じ企業である場合、同工種を有する監理技術者を兼務できると理解してよろしいでしょうか。 | 原則、専任としていますが、同じ企業にて施設を一体的に施工する場合は1名でも可とします。 |
| 14 | 9 | 第3章 | 2 | (1)(2) | 監理技術者の配置 | 焼却施設およびリサイクル施設の施工を1社で実施する場合、配置する監理技術者を同一とさせていただいて宜しいでしょうか。 | 入札説明書に対する質問回答No. 13を参照してください。 |
| 15 | 9 | 第3章 | 2 | (1) (2) | ウ 監理技術者 エ 1級建築士又は 1級建築施工管理技士 ア (イ) 監理技術者 イ (イ) 監理技術者 | 専任期間は、各工種の現場着手時からの理解でよろしいでしょうか。 | 設計期間中は専任を免除します。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|----|-----|-----|-----|---------------------------------|--|--|
| 16 | 16 | 第4章 | 2 | (6) | ア 設計・施工期間における保証 イ 運営期間における保証 | 契約保証金の納付方法について、条件(履行保証保険・現金等)はありますでしょうか。 | 契約保証金の納付方法は、建設工事請負契約約款第4条及び運営業務委託契約約款第4条に記載のとおりです。 |
| 17 | 18 | 第5章 | 1 | (5) | 参加資格確認申請書類の提出 | 正本1部、副本1部とありますが、正本は印鑑などを押印した原本を提出し、副本は正本の複写(コピー)を提出との理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 18 | 19 | 第5章 | 1 | (8) | ウ 実施方法 | 「(イ) 事前提出を受けた様式第16及び補足資料に基づき」との記載がありますが、技術提案書のうち、どの程度の資料の事前提出が必要でしょうか。 また、資料の提出は参加申込にあわせて行うとの理解で宜しいでしょうか。 | 実施方法等の詳細は、別途入札参加者に通知します。 事前資料の提出はお見込みのとおりです。 |
| 19 | 26 | 第7章 | 2 | (1) | 参加資格確認申請時の書類提出 | 提出に関しては、ファイル表紙および背表紙に事業名及びグループ名を記載の上、正本および副本が分かるよう明示し、任意のファイル等での綴じ込みで宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 20 | 26 | 第7章 | 2 | (1) | 参加資格確認申請時の書類提出 | 「参加資格確認申請書(様式第6号)を表紙として、提出書類を所定の順番でまとめ」とありますが、ファイル綴じにする場合、様式第6号[1/3]を1頁目とし、以降は[2/3]、[3/3]、様式第6号に係る添付資料する順番で宜しいでしょうか。 また所定の順番とは、入札説明書23頁 1 参加資格申請書類に記載の(1)～(7)の順番(ただし様式第6号は、表紙に使用する)という理解で宜しいでしょうか。 理解が違う場合には、綴じ込み順について指示いただけないでしょうか。 | 参加資格確認申請時の提出書類は、様式第6号[1/3]を表紙とし、様式第3号、様式第4号、様式第5号、様式第6号[2/3]、[3/3]・・・の順番に綴じ込んでください。 |
| 21 | 26 | 第7章 | 4 | (1) | | 「各ページの下中央に通し番号をふり」とありますが、各章ごとのページ番号としてもよろしいでしょうか。 | 提案書は、各章ごとのページ番号ではなく通し番号をふってください。 |
| 22 | 26 | 第7章 | 4 | (3) | 添付資料 | 添付資料について、枚数指定はありますでしょうか。 | 添付資料について、枚数指定はありませんが必要最低限としてください。 |
| 23 | 27 | 第7章 | 5 | (1) | 施設計画に係る提案概要 | 本資料について、どのファイルに綴じこむか提出方法をご教示願います。 | ファイルにとじ込まず、提出してください。 |
| 24 | 28 | 第7章 | 6 | (2) | ア | 「運搬対象物の運搬に用いる車両の保険」とありますが建設期間中においても同様の考えとの認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。市は、建設期間中及び運営期間中において「運搬対象物の運搬に用いる車両の保険」として自賠責保険及び任意保険(公益社団法人 全国市有物件災害共済会 自動車損害共済事業)に加入します。 なお、運営事業者は、要求水準書(焼却)P4に記載のとおり、「運営事業者の責による場合は事業者の負担とする」としており、事故等の状況によっては、本市が加入する任意保険の適用が受けられない場合もあるため、運営事業者においても任意保険に加入していただくことを見込んでいます。なお、建設期間中における「ごみの搬入、各搬出物の搬出・処分(場内積込は除く)」は本市が行います。 |
| 25 | 28 | 第7章 | 6 | (7) | ア | 地元とは、構成市内だけでなく県内も含まれるのでしょうか。 | 地元とは、敦賀市及び美浜町をいいます。 |
| 26 | 35 | 別紙2 | 4 | (1) | イ | 変動費単価のうち「燃料費」の指標について、「消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品/石油製品/該当する重油種類」(日本銀行調査統計局)とありますが、使用する燃料が灯油の場合、「消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品/石油製品/灯油」を指標としてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。様式集にある「改定指数(提案)」欄に、提案する指標を記載してください。 |
| 27 | 36 | 別紙2 | 4 | (2) | 改訂の条件 | 入札費用は、令和3年8月末時点で公表されている最新の指標(直近12ヶ月の平均値)に基づき算出するという理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 28 | 43 | 別紙6 | 3 | (1) | 地域経済への貢献金額未達成の場合の措置 | 貢献金額未達成時における算定式がありますが、提案金額とは各地元企業ごとの金額ではなく、提案する合計金額に対して未達成分が減額対象になるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 29 | 44 | 別紙6 | 3 | (2) | 提案売電電力量の未達成の場合の措置 | 「提案売電電力量」の定義または案出方法についてご提示ください。(様式第16号の4-1(別紙2)と、実際の運転実績及び処理ごみ質によって算出する、という理解で宜しいでしょうか。) | お見込みのとおりです。【地域経済への貢献金額未達成時における支払額の算定式】における「提案金額:様式第16号-6-1(別紙1)」は「提案金額:様式第16号-6-1(別紙2)」の誤りです。 |
| 30 | 44 | 別紙6 | 3 | (2) | 提案売電電力量の未達成の場合の措置 | 本項目では未達の場合の措置について記載がありますが、様式第16号の4-1(別紙2)の表下部に、インセンティブの文言があります。売電量増加の場合のインセンティブについてもお考えでしょうか。 | 本事業において、インセンティブの付与はありません。 |

2 要求水準書に対する質問

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|------|---|-----|-----|--------|----------------|---|---|
| 焼却施設 | | | | | | | |
| 1 | 1 | 第1部 | - | - | 総則 | 優先順位について、「基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約、質疑回答書、要求水準書、入札説明書、技術提案書の順にその解釈を優先する。」とありますが、ここでいう「基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約」とは落札者決定以降に質疑回答書の内容及び貴市と事業者の協議結果を反映して作成される契約書との理解で宜しいでしょうか。 「基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約」が現段階で公表されている（案）を指しており、これらに対する質疑の回答において、これらの図書の記載と異なる解釈が示された場合、質疑回答書に記載の内容が優先するものと理解してよろしいでしょうか。 | 前者は、お見込みのとおりです。 「本基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約」とは、市と落札者として決定された事業者とが締結する各契約書を意味しています。各契約書（案）と質問回答書との間に齟齬が生じた場合には、質問回答書の内容を反映したうえで、契約を締結します。 |
| 2 | 3 | 第1章 | 2 | 2.2 | 建設予定地の敷地造成工事業務 | 公共工事のため開発行為による許認可は不要かご教示願います。 | 都市計画法第29条第1項第3号（政令第21条第22号）に該当するため、開発許可は不要となります。 |
| 3 | 3 | 第1章 | 第2節 | 2.3 | (1)受付管理業務 | 徴収した料金の貴市への受渡方法について、ご教授ください。 | 実施設計時に協議するものとします。 |
| 4 | 3 | 第1章 | 第2節 | 2.3 | (2) 運転管理業務 | 「公害防止条件等」という文言がありますが、「公害防止条例等」の誤りでしょうか。 | 「公害防止条件」とは、本要求水準書で示す「公害防止基準」のことを指します。 |
| 5 | 4 | 第1章 | 第2節 | 2.3 | (7)搬出管理業務 | 運搬を行う運転員はSPC職員と有りますが、事業者のうち構成員（SPCへの出資者）の従事者と理解して宜しいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 6 | 4 | 第1章 | 第2節 | 2.3 | (9)その他業務 | 地元住民対応について、貴市が主体で行い、事業者は貴市に協力するとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 7 | 4 | 第1章 | 第2節 | 2.3 | (9)その他業務 | 施設見学者対応について、一般市民、行政視察共に貴市が主体で行い、事業者は貴市に協力すると理解して宜しいでしょうか。 | 入札説明書に対する質問回答No.5を参照してください。 |
| 8 | 4 | 第1章 | 第2節 | 2.3 | (9)その他業務 | 年間の施設見学者数及び月当たりの回数をご教示頂けないでしょうか。 | 直近の実績として、年間の見学者対応を行った回数は16回であり、見学者数は合計で約500名でした。なお、最も対応回数が多い月は6月でした。 また、月あたりの回数は、新型コロナウイルスの影響により参考とならないと考えられるため回答は控えます。 |
| 9 | 4 | 第1章 | 第2節 | 2.3 | (9)その他業務 | 施設見学は予約制でしょうか。 | 入札説明書に対する質問回答No.5を参照してください。 |
| 10 | 4 | 第1章 | 2 | 2.3 | (7)搬出管理業務 | 「運搬に使用する車両は本市より貸与する」とありますが、車両の保管場所は建設予定地外と考えてよろしいでしょうか。 | 事業者にて提案してください。 |
| 11 | 5 | 第1章 | 第3節 | 3.1 | 事業用地 | 施工計画の参考資料として、隣接最終処分場の設計図書を提供頂けないでしょうか。 | 資料については閲覧を可とします。 閲覧を希望する場合は、事前に事務局に連絡し、許可を受けてください。 |
| 12 | 5 | 第1章 | 3 | 3.1 2) | 事業地用面積 | 「新清掃センター整備・運営事業」の敷地境界線は建設予定地か事業用地か別途設定されるのかご教示願います。 | 事業用地の範囲を敷地境界とします。 |
| 13 | 5 | 第1章 | 第3節 | 3.4 | 地域地区等 緑化率等 | 事業用地について、既存の施設計画で許可等を受けている関係法令で、今回を敷地造成を行うことにより過去受けた許可に対し変更許可等が必要な関係法令があればご教示頂けないでしょうか。 | 現時点では、想定しておりません。 |
| 14 | 5 | 第1章 | 第3節 | 3.4 | 地域地区等 緑化率等 | 緑化率については、建設予定地面積2haを差し引いた5haの面積内にて、事業用地面積7haに対する25%の緑化面積が確保されていると考えて宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 15 | 5 | 第1章 | 3 | 3.4 | 地域地区等 | 建設予定地を除く5haで確保済みの緑地面積をご教示願います。また、5haで確保済みの面積と本工事で計画する緑地面積の合計が1.75ha（=7ha×25%）以上であれば緑化率を満足するという考えで宜しいでしょうか。 | 前者は、約2.0haとなります。 後者は、No.14を参照してください。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|------|-----|-----|-----|--------------------|---|---|
| 16 | 5 | 第1章 | 3 | 3.4 | 都市計画：都市計画区域内 | 計画施設は位置決定はされているものとして宜しいでしょうか。 | 令和4年度に位置決定の手続きに係る申請を行う予定です。 |
| 17 | 5 | 第1章 | 3 | 3.4 | 用途地域：自然環境保全区域 | 建設工事に関連する規制・届出等についてご教示願います。 | 敦賀市土地利用調整計画により「第1種低層住居専用地域に準じる地域」との用途規制がなされますが、本事業は、都市計画決定を受けて実施する事業であり、当該用途規制の適用は受けられないものとなります。また、敦賀市土地利用調整条例に基づく開発事業の届出等の手続きについては、同条第21条に基づく適用除外案件に該当することとなるため、届け出は不要となるものと考えております。 |
| 18 | 8 | 第1章 | 第2節 | 2.1 | 3) 計画ごみ質 | ごみ性状には地域特性が反映されます。排ガス量、ひいては排ガス処理設備や通風設備の能力（容量）に影響しますので、可燃分中元素組成についてはご指定を頂けないでしょうか。 | 各入札参加者にて想定してください。 |
| 19 | 8 | 第1章 | 2 | 2.1 | 2) 計画ごみ量 | 用役使用量や年間発電量等を算出するために、「添付資料10、11」の推計値を各年度の計画ごみ量としてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 20 | 8 | 第1章 | 2 | 2.1 | 2) 計画ごみ量 | 小動物の受入は予定されているか、ご教示願います。 | 現時点では想定していません。 |
| 21 | 8 | 第2章 | 2 | 2.1 | 2) 計画ごみ量 | マットレス、ソファの想定重量をご教示願います。 | 各入札参加者にて想定してください。 |
| 22 | 8 | 第2章 | 2 | 2.1 | 3) 計画ごみ質 | 各ごみ質におけるごみ組成をご教示願います。 | No. 18を参照してください。 |
| 23 | 8 | 第2章 | 2 | 2.1 | 3) 計画ごみ質 | 温室効果ガス発生量算出のため、プラスチック類の含有量をご教示願います。 | 参加資格確認申請書類を提出いただいた入札参加者に対して、データを送付することとします。 |
| 24 | 9 | 第2章 | 2 | 2.2 | 4) 設備方式(10) 給水設備 | 上水本管の径、引込点、水压をご教示願います。 | 現施設の給水の取り合い点はアクセス道路出入口付近（市道花城1号線との分岐点付近）であり、口径は75mmとなります。なお、水压については、その他の使用状況により変動するため回答は控えます。 |
| 25 | 9 | 第2章 | 2 | 2.2 | 4) 設備方式(10) 排水処理設備 | 施設外への放流地点をご教示願います。 | 添付資料を参照してください。 ※建設予定地に隣接する流末水路流域に排出することを想定してください。 |
| 26 | 9 | 第2章 | 第2節 | 2.3 | 余熱利用設備 | 消雪設備の設置対象の事業用地内の道路とは、入札説明書巻末建設予定地範囲詳細図朱塗りの範囲内に新設する道路に対して設置するという解釈で宜しいでしょうか。 | 入札説明書巻末建設予定地範囲詳細図朱塗りの範囲内に新設する道路及び既存の道路を対象とします。 |
| 27 | 9 | 第2章 | 2 | 2.3 | 余熱利用計画 | 建設予定地外に必要な消雪範囲にご指定があればご教示願います。 | 既存のビンストックヤードまでの動線については、除雪作業の範囲としてください。 |
| 28 | 9 | 第2章 | 2 | 2.3 | 余熱利用計画 | 「事業用地内の道路の消雪（凍結対策）設備として、ロードヒーティング式を設置と」ありますが、想定する箇所及び範囲をご教示願います。 | No. 26を参照してください。 |
| 29 | 9 | 第2章 | 2 | 2.3 | 余熱利用計画 | 「事業用地内の道路の消雪」とありますが、建設予定地と読み替えてよろしいでしょうか。（P5_3.2, 3.3等も同様） | No. 26を参照してください。 |
| 30 | 9～10 | 第2章 | 第2節 | 2.4 | 搬入出車両 | 「※変更となる可能性もあり、・・・、本市が指示する場合は受入体制を整えること」とありますが、事業者の配置人員を活用して最大限努力をさせて頂いてもなお、やむを得ず提案人員で受入対応できない場合には業務時間延長や人員の追加について別途協議させて頂けるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 31 | 9 | 第2章 | 2 | 2.4 | 1) 搬入車両 | 災害廃棄物の搬入時に10tonダンプ車などの直接投入はないものと考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 32 | 13 | 第2章 | 3 | 3.3 | 生活環境影響調査の遵守 | 「事業期間を通じて本市が作成した生活環境影響調査書に記載の内容を遵守したうえで本事業を行うこと」とありますが、本資料のご提示願います。 | 参加資格確認申請書類を提出いただいた入札参加者に対して、データを送付することとします。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|----|-----|-----|-----|---------------------|---|--|
| 33 | 14 | 第1章 | 第3節 | 3.7 | 地元雇用・地元企業の活用 | 地元とは敦賀市及び美浜町と理解して宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 34 | 15 | 第1章 | 第1節 | 1.1 | 全体計画 | 浸出水排水路の切替工事については、添付資料No.8雨水排水計画図に記載と同等の機能担保を前提として、流末水路までの付替え方法、経路については事業者提案として宜しいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 35 | 15 | 第1章 | 第1節 | 1.1 | 全体計画 | 浸出水処理施設の「解体時期については建設事業者との協議」とありますが、最短でいつ頃から解体が可能でしょうか。令和〇年〇月など解体が可能となる時期をご教示頂けないでしょうか。 | 令和5年度以降を想定しています。 |
| 36 | 15 | 第1章 | 1 | 1.1 | 全体計画 | 本施設は工場棟（熱回収、リサイクル）と管理棟を合棟としても宜しいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 37 | 15 | 第1章 | 1 | 1.1 | (1)全体配置計画② | 「本市が整備を進めている一般廃棄物最終処分場用地に残土が発生し、かつ、本事業の造成工事に土が必要となった場合は残土を優先的に活用すること」とありますが、残土の有効利用を想定した造成工事が必須となるでしょうか。 | 必須ではありません。 |
| 38 | 16 | 第1章 | 第1節 | 1.1 | 全体計画(5) | ここでの「発注時点」とは、「事業者から納入業者への発注時点」との理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 39 | 16 | 第1章 | 1 | 1.1 | (1)全体配置計画⑥ | 「管理棟と工場棟とは連絡通路で連結すること」とありますが、合棟での計画とする場合、本項目は適用しないものとしてよいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 40 | 19 | 第1章 | 1 | 1.7 | 施工管理 | 電気主任技術者・ボイラー・タービン主任技術者の選任は、工事開始前に専任しますが、配置については電気主任技術者は、電気工事開始時、ボイラー・タービン主任技術者は、プラント工事開始時に配置するものとしてよろしいでしょうか。 | 現場着工時に配置するようにしてください。 なお、詳細は、実施設計時に協議するものとします。 |
| 41 | 20 | 第1章 | 2 | | (5) 雨水 | 雨水貯留槽の容量と設置場所（地下式、地上式）のご指定はあるでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 42 | 23 | 第1章 | 3 | 3.4 | 工事施工 | (7)工事関係車両は、指定されたルートを通行すること。とありますが現時点でルートが決定しているのであればご教示願います。 | 実施設計時に協議するものとします。 |
| 43 | 24 | 第1章 | 第4節 | - | 材料及び機器 | 海外調達の機器に関し、検査立会を要する機器・材料等については、～国内において検査が実施とありますが、国内での検査対応費低減のため、webによる遠隔検査について事業者提案とさせて頂けないでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 44 | 25 | 第1章 | 第5節 | 5.1 | 試運転 | 試運転に必要なごみを持ち込んだ者に対して料金徴収が発生しないようにご配慮頂くことは出来ないでしょうか。 | 配慮します。 |
| 45 | 25 | 第1章 | 5 | 5.3 | 試運転及び運転指導に係る費用 | 焼却残渣の搬出・処分（場内の積込みは除く。）は市様の負担と記載がありますが、運営期間の搬出は受注者に含んでいます。試運転期間中の搬出は市様の費用で搬出するという点でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 46 | 25 | 第1章 | 5 | 5.3 | 試運転及び運転指導に係る費用 | 試運転時における、売電収入の帰属先をご教示願います。 | 現時点では、事業者に帰属とする予定ですが、送配電事業者との協議により決定するものとします。 |
| 47 | 28 | 第1章 | 6 | 6.1 | 予備性能試験 | 連続3日以上の子備性能試験を行いと記載がありますが、第三者機関による分析は、その内1日を対象に行うことでよろしいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 48 | 29 | 第1章 | 6 | 6.1 | 7)性能試験表 3水質 ボイラ水 | 「ボイラ缶水、給水のそれぞれについて分析すること」とありますが、JIS B8223より給水の分析項目として①pH、②硬度、③油脂類、④溶存酸素、⑤鉄、⑥銅、⑦ヒドラジンが追加されるとの理解でよいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 49 | 29 | 第1章 | 6 | 6.1 | 7)性能試験表 3水質 ボイラ水 | 「ボイラ缶水、給水のそれぞれについて分析すること」とありますが、各分析装置をそれぞれ用意するとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|----|-----|------|-------|--------------------------------|---|--|
| 50 | 29 | 第3章 | 6 | 6.1 | 7)性能試験 表 4焼却灰(主灰) 熟しゃく減量 | 試料採取箇所が「灰分散機出口」及び「灰押出装置入口」となっておりますが、熟しゃく減量は灰冷却水による水和物生成の影響を考慮して、「灰押出装置入口」にて採取される乾灰での保証としてよろしいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 51 | 30 | 第1章 | 第6節 | 6.1 | 性能試験の項目と方法 | 飛灰処理物について、飛灰は飛灰貯留槽で両系の飛灰を集約後に薬剤処理しますので、各炉での検体採取が不可能となります。よって2系列共通の飛灰としての確認とすることで宜しいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 52 | 30 | 第1章 | 第6節 | 6.1 | 性能試験の項目と方法 | 騒音、振動、悪臭の測定場所となる敷地境界線に関し、敷地範囲は建設予定地を表すと考えて宜しいでしょうか。(入札説明書添付の建設予定地範囲境界が敷地境界線となる) | No.12を参照してください。 |
| 53 | 31 | 第1章 | 第6節 | 6.1 | 性能試験の項目と方法 | 「各種用量毎の計測」を「毎時」実施とありますが、毎時使用しない薬品も多いことから、自動計測されるものに限定することで宜しいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 54 | 33 | 第1章 | 第7節 | 7.1 | 設計の契約不適合(1) | 「設計の契約不適合に係る請求等が可能な期間は原則として、引渡し後10年間とする。」とありますが、「原則として」とされた意図、及びご想定されている例外的な事例についてご教示ください。 | 「廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引き(標準発注仕様書及びその解説)エネルギー回収推進施設編 ごみ焼却施設(第2版)」で示される内容をもとに記載しています。 |
| 55 | 33 | 第1章 | 第7節 | 7.1 | 設計の契約不適合(2) | 冒頭の「引渡し後」とは、契約不適合責任期間である「引渡し後10年間」と理解して宜しいでしょうか。 | 「引渡し後」は、本要求水準書P40「第10節 正式引渡し」で示す正式引渡しのことを指します。 |
| 56 | 40 | 第1章 | 第10節 | - | 正式引渡し | 「本市の行う完成検査」について、検査の項目・方法等については予めお示し頂けないでしょうか。 | 契約内容が適正に履行されているか検査することになります。 |
| 57 | 43 | 第2部 | 第2章 | 第1節 | 1.1 歩廊、階段、点検床等 | 炉室内の主要通路の有効幅1,200mm以上、その他通路幅800mm以上のことですが、プラントメーカーの運営実績を踏まえて事業者提案とさせて頂けないでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 58 | 44 | 第2章 | 第1節 | 1.2 | 保温及び防露 | 外装材について、機器と煙道の外装仕様が異なります。屋内の煙道について、機器と同じくカラー鉄板とさせて頂けないでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 59 | 48 | 第2章 | 1 | 1.6 | (13)ゲリラ豪雨 | 「ゲリラ豪雨に配慮すること」とありますが、想定されている時間降雨水量をご教示願います。 | 各入札参加者にて想定してください。 |
| 60 | 49 | 第2章 | 第2節 | 2.1 | 計量機 | 事業者は直接搬入車の処理手数料を代行徴収しますが、本料金は公共料金であるため、加盟店契約や手数料については貴市範囲と理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 なお、キャッシュレス決済は、「stera」を利用する予定です。 |
| 61 | 49 | 第2章 | 2 | 2.1 | 計量機 3)主要項目(3)主要寸法 | 「積載台寸法 W3.0m × L8.0m」とありますが、計量が必要となる車両寸法を全て満足していると考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 ただし、入札参加者にて要求水準書で示す仕様以上のものが必要と考えるものについては、事業者の責任において全て完備または遂行するものとします。 |
| 62 | 50 | 第2章 | 第2節 | 2.2.1 | プラットホーム | 手洗い場等の水廻りに取り付ける金物は原則SUS製としますが、本事業はDBO方式であり、施設の健全な運営、維持管理が行えることを前提に、材質については事業者提案とさせて頂けないでしょうか。 | 「原則」なので、他の材料で代替出来るものであれば提案を可とします。 |
| 63 | 51 | 第2章 | 第2節 | 2.2.1 | プラットホーム | 見学者窓を清掃できるように歩廊を設置することとありますが、窓の清掃方法を考慮した上で歩廊の設置については事業者提案とさせて頂けないでしょうか。 | 清掃することが可能な代替案があれば提案を可とします。 |
| 64 | 51 | 第2章 | 第2節 | 2.2.2 | 搬入扉(プラットホーム出入口扉) | 搬入扉(プラットホーム出入口扉)の幅がW6.0m以上となっておりますが、搬入車両及び車両動線等を検討の上で、幅については事業者提案とさせて頂けないでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 65 | 51 | 第2章 | 第2節 | 2.2.2 | 搬入扉(プラットホーム出入口扉) | 水圧開放装置付きの高速電動シャッター式について、周辺環境及び関連法規を踏まえた上で、仕様は事業者提案とさせて頂けないでしょうか。 | 「水圧開放装置付き」は、消防活動上有効な開口部として算定する必要がある場合ですので、「必要に応じ」とします。 |
| 66 | 51 | 第2章 | 第2節 | 2.2.2 | 搬入扉(プラットホーム出入口扉) | 埋込金物は耐候性を考慮し、SUS製としますが、本事業はDBO方式であり、施設の健全な運営、維持管理が行えることを前提に、材質については事業者提案とさせて頂けないでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 67 | 52 | 第2章 | 第2節 | 2.2.3 | ごみ投入扉 | ごみ投入扉の開閉時間は、開閉時の安全性を考慮し、事業者提案とさせて頂けないでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|----|-----|-----|-------|--------------------------------|---|----------------|
| 68 | 53 | 第2章 | 第2節 | 2.2.3 | ごみ投入扉 | ごみ投入時、各車両がごみピット内側へ張り出し、ごみクレーンバケットに衝突しないよう余裕を持った配置とすることとありますが、車両とごみクレーンバケットの衝突防止の安全対策を考慮することを前提に事業者提案とさせていただきますでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 69 | 53 | 第2章 | 第2節 | 2.2.4 | ダンピングボックス | 「(3) ダンピングボックスの積載面は掘り込み式(プラットホームレベル以下)とし」とありますが、持込作業者の転落防止を鑑み、プラットホーム水平レベル以上と合わせることもよろしいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 70 | 57 | 第2章 | 第2節 | 2.2.7 | 薬剤噴霧装置 | 防虫用の薬剤噴霧装置は設置していない施設も多く、運用上必ずしも必要ではないと考えますので、設置については事業者提案とさせていただきますでしょうか。本装置の設置について事業者提案をお認め頂けない場合、可搬式の薬剤噴霧装置の設置等の代替案、ごみピットの消臭効果は低いことによる薬剤噴霧箇所の見直しについて事業者提案とさせていただきますでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 71 | 58 | 第2章 | 第2節 | 2.2.9 | 散水設備 | ごみピット内の粉じん防止対策用として散水設備を設置すると思いますが、本設備をごみピットに設置した実績は少なく、また発電量も低下しますので、本設備の設置は事業者提案とさせていただきますでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 72 | 58 | 第2章 | 2 | 2.2.9 | 散水設備 3)主要項目 (2)ポンプ | 散水設備用ポンプは使用頻度が限られるため、プラント用水揚水ポンプと兼用してもよろしいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 73 | 62 | 第2章 | 3 | 3.1 | 6)付帯機器 (1)ホッパゲート及び駆動装置(油圧式) | ホッパゲート及び駆動装置に(2)ブリッジ解消装置の機能を持たせることで、装置を兼用してもよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 74 | 68 | 第2章 | 4 | 4.1 | ボイラ 4)主要項目(3)蒸気温度 | 蒸気温度[400]℃以上となっていますが、常時蒸気条件400℃以上とする必要はないとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 75 | 72 | 第2章 | 第4節 | 4.2 | スートブロワ・ハンマリング装置 | 当該装置の形式や、アキュムレーターの要否は事業者提案で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 76 | 73 | 第2章 | 第4節 | 4.3 | ボイラ給水ポンプ | ボイラ給水ポンプの数量(共通予備)は、事業者提案とさせていただきますでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 77 | 74 | 第2章 | 第4節 | 4.4 | 脱気器 | 脱気器能力の保有時間は、当社実績により事業者提案とさせていただきますでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 78 | 74 | 第2章 | 4 | 4.5 | 脱気器給水ポンプ 1)型式 | 型式が「多段渦巻ポンプ」に指定されていますが、実施設計時に検討を行い決定するとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 79 | 75 | 第2章 | 第4節 | 4.6 | ボイラ用薬液注入装置 | 中央への液面及び液面上下警報の表示は事業者提案とさせていただきますでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 80 | 75 | 第2章 | 4 | 4.5 | 脱気器給水ポンプ 4)特記事項(2) | ボイラ給水ポンプでは容量に過熱防止用のミニマムフローは含まないと記載がありますが、脱気器給水ポンプもミニマムフローは含まないものとしてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 81 | 76 | 第2章 | 第4節 | 4.7.2 | サンプリングクーラ | 脱気器が1基(共通系)であるため、給水は系列別にサンプリングすることが不可能です。よって、給水用は共通1台となる事ご了承頂けないでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 82 | 77 | 第2章 | 4 | 4.7.5 | ブロータンク 5)特記事項(4)各吹出し管 | ブロータンク周辺の配管配置及び通路スペース確保のため、法規を遵守することを前提に一部の合流を実施設計時に協議いただけないでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 83 | 93 | 第2章 | 6 | 6.1.3 | 2) 発電機遮断機盤、励磁装置盤 | サージアブソーバは低サージ形遮断器(VCB)を使用する場合は、省略しても宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 84 | 95 | 第2章 | 第6節 | 6.1.5 | 排気復水タンク | 主要部材質がSUS304のご指定となっていますが、ライフサイクルコストを考慮し事業者提案とさせていただきますでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 85 | 97 | 第2章 | 6 | 6.2 | 場内余熱供給設備 | 「場内の空調設備」について、建築機械設備工事P181に空調設備は全てヒートポンプ式、熱源は電気との記載を正として宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|-----|-----|------|--------|---------------------------------|---|--|
| 86 | 102 | 第2章 | 7 | 7.5 | 誘引送風機 4) 特記事項(4) 耐熱設計温度 | 「耐熱温度は350℃とすること」とありますが、施設設備構成により誘引送風機での排ガス温度がその温度滞になる可能性が低いこと、前段に設置されるろ過集じん器(P86)にて(8)バイパス煙道は設置しないこと、と記載があることを踏まえ、本項目を削除いただくことは可能でしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 87 | 102 | 第2章 | 7 | 7.5 | 誘引送風機 4) 特記事項(5) | 「軸受部は原則として水冷式とし、フローサイト及び接点付温度計を設けること」とありますが、十分な冷却能力を持たせることを前提に空冷式としてもよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 88 | 103 | 第2章 | 7 | 7.6 | 排ガス再循環送風機 3) 主要項目 (9) 付帯機器 ② | 「排ガス再循環送風機の付帯機器に冷却水供給設備」とありますが、十分な冷却能力を持たせることを前提に空冷式としてもよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 89 | 103 | 第2章 | 7 | 7.6 | 排ガス再循環送風機 4) 特記事項 (3) | 「排ガス再循環送風機の風量は最大風量に20%以上の余裕を見込むこと」とありますが、静圧に対しての指定はございますでしょうか。 | 事業者提案とします。 |
| 90 | 106 | 第2章 | 第8節 | - | 灰出設備 | 搬送途中で鉄類を回収し、資源化するとの記載がありますが、鉄類の資源化は貴市にて実施するとの理解で宜しいでしょうか。また、鉄類は磁性物除去装置を通過した焼却灰から磁選機にて回収するとの理解で宜しいでしょうか。 | 前者は、お見込みのとおりです。事業者の業務は積み込みまでとします。後者は、お見込みのとおりです。 |
| 91 | 107 | 第2章 | 第8節 | 8.2 | 灰押出装置 | 灰押出装置は必要に応じて設置する、焼却灰の含水率は20～25%程度とするのとありますが、含水率が20～25%の範囲に収まるのであれば、灰押出装置は設置不要との理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 92 | 109 | 第2章 | 8 | 8.7 | 鉄貯留バンカ | 名称が「鉄貯留バンカ」となっていますが、ピット方式を採用する場合、鉄貯留ピットとしてよいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 93 | 110 | 第2章 | 第8節 | 8.9 | 灰ピット | 灰汚水による焼却灰～飛灰間の汚染を懸念されていますが、ピット方式の場合、灰クレーンは共用することとなります。相互汚染リスクを回避可能なバンカ方式の提案は可能でしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 94 | 110 | 第2章 | 8 | 8.9 | 4) 主要項目 (2) 単位容積重量 | 鉄の単位容積重量についてご教示願います。 | 各入札参加者にて想定してください。 |
| 95 | 114 | 第2章 | 第8節 | 8.13 | 飛灰定量供給装置 | 飛灰定量供給装置の型式はテーブルフィーダ式とありますが、機能性(本機器において定量性は不要)、経済性を考慮し事業者提案とさせて頂けないでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 96 | 115 | 第2部 | 第2章 | 第8節 | 8.16 処理物養生コンベヤ | 混練装置毎に設置することの記載がありますが、養生時間を確保すること、混練装置を同時運転しないことを前提に処理物養生コンベヤの設置台数を事業者提案とさせて頂けないでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 97 | 117 | 第2章 | 第9節 | | 給水設備 | 「なお、地下水利用する場合」とありますが、地下水の利用は可能でしょうか。また利用可能な場合、取水制限についてご教示頂けないでしょうか。 | 上水を利用してください。 |
| 98 | 117 | 第2章 | 9 | 9.1 | 所要水量 | 本表の合計欄に記載されている単位はm ³ →m ³ /日と読み替えてよろしいでしょうか。 | 読み替えて良いものとします。 |
| 99 | 117 | 第2章 | 9 | 9.3 | プラント用高置水槽 | プラント用高置水槽について、他の高置水槽と同様に、必要に応じて設置としてよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 100 | 124 | 第2章 | 11 | 11.1 | 受電に関する工事負担金 11.1.1概要 1) | 「受電に関する工事負担金は、建設事業者が負担すること」とありますが、「電力会社配電線から本施設内の第1柱までの工事については本市と電力会社にて協議して対応、負担いただける」との理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 101 | 124 | 第2章 | 11 | 11.1 | 受電に関する工事負担金 11.1.1概要 1) | 電力会社との協議結果について、資料ご提示願います。 | 現時点では、提示できる資料はありません。 |
| 102 | 128 | 第2章 | 第11節 | 11.4.6 | 高圧変圧器盤 | 商用電源停電時に非常用発電機にて焼却炉を立上げるため、非常電源をプラント負荷へ供給する必要があり、保安動力用変圧器とプラント動力用変圧器の共用は、事業者提案とさせて頂けないでしょうか。 | 提案を可とします。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|----------|-----|--------------|------------------|---|--|----------------|
| 103 | 128 | 第2章 | 11 | 11.4.6 | 1) 形式 | 形式：鋼板製屋内閉鎖垂直自立盤とありますが、高圧変圧器を各低圧主幹盤に収納することでもよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 104 | 128 | 第2章 | 11 | 11.4.6 | 4) 盤（負荷）構成 | 商用停電時に焼却炉を立上げるため、主要なプラント負荷へ非常電源を給電する必要があります。このため非常用発電機に高圧6.6kV仕様を採用した場合は、プラント動力変圧器と保安動力変圧器は兼用として宜しいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 105 | 129 | 第2章 | 11 | 11.6.1 | 低圧動力制御盤 | コントロールセンターのご指定がありますが、機能動作的には同等で、省スペース性に優れた電磁集合盤方式の提案は可能でしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 106 | 130 | 第2章 | 11 | 11.6.1 | 低圧動力制御盤 3) 主要項目(1) 定格容量 | 定格容量が「400」Vとなっていますが、440Vと読み替えてよろしいでしょうか。 | 読み替えて良いものとします。 |
| 107 | 130 | 第2章 | 11 | 11.6.2 | 現場制御盤 3) 主要項目(1) 定格容量 | 定格容量が「400」Vとなっていますが、440Vと読み替えてよろしいでしょうか。 | 読み替えて良いものとします。 |
| 108 | 130 | 第2章 | 11 | 11.6.1 | 4) 主要機器 | 主要機器(4)ON・OFF押釦スイッチ：のご指定がありますが、機側に現場操作盤を設置する負荷については、低圧動力制御盤には、表示灯のみとしてよろしいでしょうか。（中央を合わせて3か所から操作可能な構成は、安全管理上不適と考えます。） | 提案を可とします。 |
| 109 | 131 | 第2章 | 11 | 11.6.3 | 1) 形式 | 形式：鋼板製とありますが、アルミダイキャスト製を使用してもよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 110 | 133 | 第2章 | 11 | 11.7.1 | 3) 発電機制御装置 4) 発電機遮断器盤、 励磁装置盤 | 形式：鋼板製屋内閉鎖垂直自立形とありますが、発電設備キュービクル搭載形を採用してもよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 111 | 134 | 第2章 | 11 | 11.7.1 | 4) 発電機遮断器盤、 励磁装置盤 | サージアブソーバは低サージ形遮断器（VCB）を使用する場合は、省略しても宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 112 | 134 | 第2章 | 11 | 11.7.2 | 3) (2) 蓄電池 | 直流電源設備（11.7.3）と蓄電池を兼用は可能でしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 113 | 135 | 第2章 | 11 | 11.7.3 | 3) (2) 蓄電池 | 無停電電源装置（11.7.2）と蓄電池を兼用は可能でしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 114 | 135 | 第2章 | 11 | 11.8 | 1) 特記事項 | 材質にSS400のご指定がありますが、盤用鋼材として一般的なSPHCの採用は可能でしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 115 | 137 | 第2章 | 11 | 11.12 | 電力監視設備 | 本設備は・・・、保護継電器等を有する。とありますが、オペレーターズコンソールと電力監視盤を兼用する場合は、保護継電器は高圧受配電盤、発電設備盤に取付けるものとし、各種操作、表示等をオペレーターズコンソールで行う構成との理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 116 | 139 | 第2章 | 12 | 12.1.2 | — | ここでご指定の情報通信システムに、中央監視装置のプロセス入出力装置と各制御盤のPLC等を結ぶプロセス制御用通信が含まれる場合、高速LANのご指定がありますが、これに相当するPLC間通信規格の採用は可能でしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 117 | 142 | 第2章 | 12 | 12.3.1 | 1) プラント系 (3) プロセス入力装置 | 原則として中央制御室内に専用部屋を計画し、設置すること。とありますが、本装置を鋼板製自立式制御盤に内蔵して、中央制御室に設置する提案は可能でしょうか。 設置位置については、見学者通路からの美観に配慮して計画します。 | 提案を可とします。 |
| 118 | 145 | 第2章 | 第12節 | 12.5.2 | 排ガス分析装置 | 排ガス分析装置について分析室に設置することとありますが、必要な備品は設置するものとして、専用室の設置は事業者提案とさせて頂けないでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 119 | 146, 152 | 第2章 | 第12節 第13節 | 12.5.3 13.5.4 | 環境測定表示盤（屋内用） 公害ほかモニタリング装置 （公害監視盤） | 環境測定表示盤（屋内用）、公害ほかモニタリング装置（公害監視盤）との共用は、事業者提案とさせて頂けないでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|------------|-----|------|--------------|--------------------------------------|--|--|
| 120 | 146 | 第2章 | 12 | 12.5.2 | 2) 塩化水素濃度計 3) ばいじん濃度計 4) 水銀濃度計 | 全ての濃度計に対して形式承認品のご指定がありますが、計量法における特定計量器ではない、塩化水素濃度計、ばいじん濃度計、水銀濃度計については、形式承認品以外の採用としてもよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 121 | 147 | 第2章 | 第12節 | 12.7 | 計装用空気圧縮機 | 無給油式のご指定がありますが、オイルフィルタ等を設置することで、計装空気の仕様は計装品の要求仕様を満足できるため、給油式の採用については事業者提案とさせていただきます。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 122 | 147 150 | 第2章 | 第12節 | 12.7 13.3 | 計装用空気圧縮機 雑用空気圧縮機 | 計装用空気圧縮機を2台設置し、1台の能力にプラント用空気圧縮機、雑用空気圧縮機の負荷を見込むことで、プラント用空気圧縮機、雑用空気圧縮機を計装用空気圧縮機と共用することを事業者提案とさせていただきます。 | 提案を可とします。 |
| 123 | 151 | 第2章 | 13 | 13.4 | 真空掃除装置 1)形式 | 真空掃除装置の記載がありますが、メンテナンス性や維持管理及び利便性の観点から、リサイクル施設と同様に、可搬式掃除機の複数台納入を代替設備としてご提案してもよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 124 | 152 | 第2章 | 第13節 | 13.4 | 真空掃除装置 | 接続口数や同時使用箇所については、当社実績に基づき、運用上必要な仕様とさせていただきます。 | 提案を可とします。 |
| 125 | 152 | 第2章 | 第13節 | 13.8 | 洗車装置 | 洗車装置に関し、必要水量算出のため、1日の洗車台数（最大台数及び平均台数）をご教示ください。 | 5台程度を想定してください。 |
| 126 | 152 | 第2章 | 第13節 | 13.8 | 洗車装置 | 本装置では、パッカー車の車体外面を洗車するとの理解で宜しいでしょうか。 | パッカー車だけではなく、灰運搬車両等の関係車両の車体外面を洗車することを想定してください。 |
| 127 | 153 | 第2章 | 13 | 13.8 | 洗車装置 | 洗車場は不要でしょうか。不要の場合、想定されている洗車場所をご教示願います。また、洗車場が必要な場合は仕様をご教示願います。（屋根、壁の有無等） | 洗車場は不要です。洗車場所（洗車装置の設置場所）は、事業者提案とします。 |
| 128 | 154 | 第2章 | 13 | 13.8 | 洗車装置 3)主要項目 | 排水量想定のため、1日当たりの洗車台数は5台程度と想定してよろしいでしょうか。 | No.125を参照してください。 |
| 129 | 158 | 第3章 | 2 | 2.1 | 設計方針 2.1.1.(13) | 「屋根は、管理が容易にできるように屋上までの階段を設置すること」とありますが、屋上までは階段を設置し背カゴ等による安全対策に十分配慮したうえで、一部屋根への昇降にはタラップを使用してもよろしいでしょうか。 | 使用頻度の高い、面積の大きい屋根については階段を設けるものとし、比較的小規模の屋根についてはタラップでも可とします。 |
| 130 | 160 | 第3章 | 第2節 | 2.1.2 1) | 受入供給設備 | 路面舗装についてコンクリート舗装の指定がありますが、本事業はDBO方式であり、施設の健全な運営、維持管理が行えることを前提に、路面舗装の仕様については事業者の提案とさせていただきます。 | 提案を可とします。 |
| 131 | 160 | 第3章 | 第2節 | 2.1.2 1) | ブラットホーム | ブラットホーム床面は将来滑り止めの研磨再生ができるよう、十分な厚みを持たせ、伸縮目地についても研磨を考慮しておくこととありますが、本事業はDBO方式であり、施設の健全な運営、維持管理が行えることを前提に、その仕様については事業者の提案とさせていただきます。 | 提案を可とします。 |
| 132 | 162 | 第3章 | 第2節 | 2.1.2 5) | 通風設備室 | 誘引送風機等の送風機等は、専用の室に収納し、防音対策、防振対策を講じることとありますが、施設の健全な運営、維持管理が行えることを前提に、専用の室に収納しない配置計画としても宜しいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 133 | 163 | 第3章 | 第2節 | 2.1.2 7) | 灰出設備室 | 床のコンクリートには、灰汚水から表面保護及び浸透を防止する目的で、内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン物質）を含まない無機質浸透性防水剤を塗布することとありますが、本事業はDBO方式であり、施設の健全な運営、維持管理が行えることを前提に、使用する防水材の仕様については事業者提案とさせていただきます。 | 「灰汚水が浸透することを防止する」ことを目的とし、防水材の仕様については提案を可とします。 |
| 134 | 163 | 第3章 | 第2節 | 2.1.2 8) | 余熱利用設備室（発電機・蒸気タービン等） | 容易に床洗浄が行える防水・保護コンクリート打設、塗り床を施しとありますが、本事業はDBO方式であり、施設の健全な運営、維持管理が行えることを前提に、仕様については事業者提案とさせていただきます。 | 提案を可とします。 |
| 135 | 163 | 第3章 | 第2節 | 2.1.2 9) | 中央制御室 | 中央制御室の床面は一般床高と同一高さとしとありますが、運営上の機能性を確保した上で一般床高より上げる計画を採用しても宜しいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 136 | 163 | 第3章 | 第2節 | 2.1.2 10) | クレーン操作室 | クレーン操作室の床は、一般床高と同一高さとしとありますが、運営上の機能性を確保した上で一般床高より上げる計画を採用しても宜しいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|-----|-----|-----|--------------|-------------------------|---|--|
| 137 | 164 | 第3章 | 第2節 | 2.1.2 12) | 見学者通路・ホール（展示 及び見学者用） | 見学者窓の高さは、窓のガラスは耐衝撃性ガラス及びごみ等が付着しないように表面加工されたものとするのとありますが、見学者の安全性、維持管理性を踏まえた上で、仕様は事業者提案とさせて頂けないでしょうか。 | 「窓のガラスは、見学者の視認性を考慮し、清掃が容易で安全性を考慮したものにする。」ものとし、仕様については提案を可とします。 |
| 138 | 165 | 第3章 | 2 | 2.1.3 | 管理部門平面計画 | 要求水準書に記載の備品類以外（机、椅子、ロッカー等）は、行政用の諸室に必要な備品は市様にて手配し、運転員諸室に必要な備品は事業者にて手配するという理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 139 | 165 | 第3章 | 2 | 2.1.3.3) | (1)事務室、控室、食堂 | 事務室の洗面化粧台については、便所や食堂等の洗面にて代用する場合は不要としてよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 140 | 168 | 第3章 | 第2節 | 2.2.4 1) | 屋根 | 屋外機器を設置する屋根は防水のうえ、保護コンクリートを打設することとありますが、本事業はDBO方式であり、施設の健全な運営、維持管理が行えることを前提に、防水処理の仕様については事業者提案とさせて頂けないでしょうか。 | 機器の点検、メンテのため歩行する頻度が高いので「軽歩行」仕様の防水を施すものとし、仕様については提案を可とします。 |
| 141 | 168 | 第3章 | 第2節 | 2.2.4 2) | 外壁 | 塗装吹付け材は、超耐久・低汚染型水性弾性樹脂塗材同等（トップコートはフッ素樹脂程度）とすることとありますが、本事業はDBO方式であり、施設の健全な運営、維持管理が行えることを前提に、吹付け材仕様については事業者提案とさせて頂けないでしょうか。 | 塗装吹付け材は、複層仕上塗材（トップコートはシリコン系以上）とします。 |
| 142 | 169 | 第3章 | 第2節 | 2.2.4 5) | 建具 | 重量シャッターは「ステンレス製」とありますが、本事業はDBO方式であり、施設の健全な運営、維持管理が行えることを前提に、材質については事業者提案とさせて頂けないでしょうか。 | 本施設は、海岸線から近い塩害地域であるので要求水準書のとおりとしますが、ステンレス以上の耐塩害性能の高いものであれば、提案を可とします。 |
| 143 | 169 | 第3章 | 第2節 | 2.2.4 5) | 建具 | 外部に面するプラント機械室、諸室で、人が清掃できない部分のガラスは、全て光触媒コーティング材を塗布することとありますが、本事業はDBO方式であり、施設の健全な運営、維持管理が行えることを前提に、仕関については事業者提案とさせて頂けないでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 144 | 170 | 第3章 | 第2節 | 2.3.1 | 工場棟 | 工場棟の構造は「SRC造を基本とし、一部RC造、S造とする」とあり、外壁は「ALCパネル、PCカーテンウォール」とあります。171頁には「煙突（工場建屋と一体型）」とありますので、工場棟の仕様が煙突部の構造・外壁にも適用されとの理解でよろしいでしょうか。 また、166頁に煙突「工場棟建屋と一体化」とあり、168頁には躯体構造を「鉄骨造、RC造、SRC造」外壁を「RC造」「コンクリート・ALCパネル・押出成型セメント板」とするとの記載についても、工場棟建屋の躯体構造・外壁の仕様が煙突部に適用される趣旨との理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 145 | 170 | 第3章 | 第2節 | 2.3.1 2) | 外壁 | 工場棟及び工場建屋と一体となる煙突部の外壁について、鋼板・膜材などの外壁材の採用について事業者提案とさせて頂けないでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 146 | 170 | 第3章 | 第2節 | 2.3.1 4) | 屋根 | コンクリート陸屋根の場合は露出高耐久性断熱防水とするとありますが、本事業はDBO方式であり、施設の健全な運営、維持管理が行えることを前提に、仕様については事業者提案とさせて頂けないでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 147 | 170 | 第3章 | 第2節 | 2.3.1 4) | 屋根 | 鳥対策が必要な部分には、バードネット（エキスパンドメタル SUS316）を設置とありますが、本事業はDBO方式であり、施設の健全な運営、維持管理が行えることを前提に、材質仕様については事業者提案とさせて頂けないでしょうか。 | 耐久性のある材質の防鳥ネットを設置するものとし、仕様については提案を可とします。 |
| 148 | 170 | 第3章 | 第2節 | 2.3.1 5) | 建具 | 扉について、外部に面する扉はステンレス製建具とありますが、本事業はDBO方式であり、施設の健全な運営、維持管理が行えることを前提に、材質については事業者提案とさせて頂けないでしょうか。 | 本施設は、海岸線から近い塩害地域であるので、要求水準書のとおりとしますが、ステンレス以上の耐塩害性能の高いものであれば提案を可とします。 |
| 149 | 170 | 第3章 | 第2節 | 2.3.1 5) | 建具 | シャッターについて、電動ステンレス製シャッターとありますが、本事業はDBO方式であり、施設の健全な運営、維持管理が行えることを前提に、仕様については事業者提案とさせて頂けないでしょうか。 | 本施設は、海岸線から近い塩害地域であるので、要求水準書のとおりとしますが、ステンレス以上の耐塩害性能の高いものであれば提案を可とします。 |
| 150 | 172 | 第3章 | 2 | 2.3.3 | 内部仕上表（参考） | 焼却施設とリサイクル施設の運転員諸室は共用可能でしょうか。 | 共用を可とします。 |
| 151 | 174 | 第3章 | 第3節 | 3.2 | 駐車場工事 | 車椅子利用者用駐車場は屋根付きとし、管理棟玄関までの動線上に庇などを設けることとありますが、福祉のまちづくり条例整備基準に従い計画することを前提として、駐車場の屋根及び庇の設置については、事業者提案とさせて頂けないでしょうか。 | 福井県福祉のまちづくり条例整備基準の「設計上の参考」として、「屋根等の整備」と記載があります。 関係官庁との協議によるものとし、 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|-----|-----|-----|-------|----------------|--|---|
| 152 | 175 | 第3章 | 第3節 | 3.3 | 雨水排水工事 | 管内流速については、0.6～1.5m/s以内の範囲で計画することとありますが、流速を含め雨水排水計画全般について『福井県 都市計画法に基づく開発許可申請の手引』に準拠して計画することとさせていただきますか。 | 提案を可とします。 |
| 153 | 175 | 第3章 | 第3節 | 3.3 | 雨水排水工事 | 雨水排水計画時の降雨量は既往最大値を採用することとありますが、降雨強度を含め雨水排水計画全般について『福井県 都市計画法に基づく開発許可申請の手引』に準拠して計画することとさせていただきますか。 | 提案を可とします。 |
| 154 | 176 | 第3章 | 第3節 | 3.4.3 | フェンス | スチール製ネットフェンス（溶融亜鉛メッキ処理）とすることとありますが、本事業はDBO方式であり、施設の健全な運営、維持管理が行えることを前提に、その仕様については事業者提案とさせていただきますか。 | 耐候性、耐食性を考慮した仕様とするものとし、仕様については提案を可とします。 |
| 155 | 177 | 第3章 | 第4節 | 4.1.1 | 給水設備工事 | 「上水は、敷地内に引き込み済みの給水圧送管（キャップ止め）から」について、引き込み位置をご教示頂けないでしょうか。 | No.24を参照してください。 |
| 156 | 177 | 第3章 | 第4節 | 4.1.1 | 給水設備工事 | 給水量算定に当たり、本市職員の人数をご教示頂けないでしょうか。 | 現在は13名となります。 |
| 157 | 177 | 第3章 | 4 | 4.1.1 | 給水設備 1) (1) | 「上水は、敷地内に引き込み済みの給水圧送管から」とありますが、現在の水圧・水使用量状況をご教示願います。 | No.24を参照してください。 |
| 158 | 177 | 第3章 | 4 | 4.1.1 | 給水設備 | 給水工事について、「場内の第1受水槽へ接続し、飲料用受水槽に貯留したものを使用」との記載がありますが、敷地北西側車路の中間部にある既存の受水槽を第1受水槽として利用しても宜しいでしょうか。また、水道本管からの水圧に不足が無ければ第1受水槽の設置は不要と考えて宜しいでしょうか。 | 前者は、使用不可とします。 後者は、お見込みのとおりです。 |
| 159 | 178 | 第3章 | 第4節 | 4.1.2 | 衛生設備 | 工場棟の必要な箇所にウォータークーラー、うがい器を設置することとありますが、衛生面等を考慮の上、設置する機器の種類については事業者提案とさせていただきますか。 | 提案を可とします。 |
| 160 | 178 | 第3章 | 第4節 | 4.1.3 | 排水設備工事 | 「生活系排水は、合併処理浄化槽にて処理した後に施設外へ放流する。」について、放流基準は建築基準法の基準と考えてよいでしょうか。また放流先についてご教示頂けないでしょうか。 | 前者は、建築基準法、水質汚濁防止法等関係法令による基準とします。 後者は、No.25を参照してください。 |
| 161 | 179 | 第3章 | 第4節 | 4.1.4 | 防災設備工事 | 不活性ガス消火設備（受変電室、電気室、中央制御室、電算機室など必要に応じて）について、消防法において設置義務がなければ設置について事業者提案とさせていただきますか。 | 提案を可とします。 |
| 162 | 180 | 第3章 | 第4節 | 4.1.5 | 給湯設備工事 | 給湯設備工事（民間事業者にて提案すること。）について、ヒートポンプ給湯機（熱源：電気）の採用は事業者提案とさせていただきますか。 | 提案を可とします。 |
| 163 | 184 | 第3章 | 第5節 | - | 建築電気設備工事 | 各設備の運転管理、エネルギー・メンテナンス情報の監視は中央制御室にて総括（一元）管理するものとし、制御は分散制御方式を採用することとありますが、建築設備の監視、制御方式は運営管理面を踏まえ事業者提案とさせていただきますか。 | 提案を可とします。 |
| 164 | 184 | 第3章 | 第5節 | 5.2 | 動力設備 | (1)統括管理（一元）管理・分散制御方式：「ただし、プラントのシステムとは干渉を避ける為、別システムを構築すること」について、建築設備専用の監視盤を設置するとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 165 | 185 | 第3章 | 第5節 | 5.3.1 | 照明設備 | 工場棟内の見学通路と居室の器具は埋め込み型（ルーバ付）を原則とありますが、器具選定は用途、意匠性を考慮の上事業者提案とさせていただきますか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 166 | 186 | 第3章 | 第5節 | 5.3.1 | 照明設備 | 工場棟照明の監視・操作は中央制御室、管理棟照明の監視・操作は事務所のリモコンスイッチで行うとありますが、本事業はDBO方式であり、施設の健全な運営維持管理が行えることを前提に、その方法に関しては事業者提案とさせていただけないでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 167 | 186 | 第3章 | 第5節 | 5.3.1 | 照明設備 | 汚染・腐食の恐れが予想される場所及び屋外器具には光触媒塗装（クリアー）を施すこととありますが、本事業はDBO方式であり、施設の健全な運営、維持管理が行えることを前提に、仕様については事業者提案とさせていただきますか。 | 要求水準書のとおりとします。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|-----|-----|-----|---------|--------------------------|---|--|
| 168 | 187 | 第3章 | 第5節 | 5.3.3 | 外灯設備工事 | 植栽内にはハイブリッド照明器具（10時間点灯型）を計画することとありますが、外灯設備仕様については、エネルギーの有効利用に対する啓蒙性等を踏まえ、設置基数等は事業者の提案とさせていただきますか。 | 提案を可とします。 |
| 169 | 187 | 第5章 | 4 | 5.4 | 2) 電話回線 | 本市にて想定されている引込本数をご教示願います。 | 現在の清掃センターの引込本数と同様に電話3回線、FAX1回線を想定しています。 |
| 170 | 192 | 第1章 | 第1節 | 1.9 | 搬入量変動への協力 | 災害時等の搬入量増加時の協力を行うことにより、設備の一時増強、労働者の新規雇用、残業などが必要となる場合、その費用をご負担いただけるとの認識でよろしいでしょうか。 | その都度協議を行うこととします。 |
| 171 | 192 | 第1章 | 1 | 1.4 | 保険等への加入 | 保険の加入項目について、火災保険（機械設備、建物）は市様で加入されるとの理解でよろしいでしょうか。その他、市様で付保される保険があれば、ご教示いただけないでしょうか。 | 前者は、お見込みのとおりです。 後者は、本市では、災害等に備えて、本施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）及び運搬対象物の運搬に用いる車両の保険（自賠責保険及び任意保険（自動車損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）））に加入する予定です。 |
| 172 | 193 | 第1章 | 第1節 | 1.1 | 本市への協力 | 「また、事業計画地内及び周辺で本市が要求水準書等で規定した事項に係わらず、事業等を行う場合は、運営事業者は、本市の要請に基づき、積極的に協力すること。」とありますが、どのような事項を想定したものがご教示ください。 | No.27を参照してください。 |
| 173 | 194 | 第1章 | 第2節 | 2.2 | 本施設運営のための人員等 | 「人員には以下に例示する施設運営のために必要な資格者が含まれるものとし、責任をもってこれらを選任し、確保すること。」とありますが、必要な状況時に有資格者が確保されればよいとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 174 | 194 | 第1章 | 2 | 2.2 | 運営のための人員等 | 「人員には以下に例示する施設運営のために必要な資格者が含まれるものとし、責任をもってこれらを選任し、確保すること」とありますが、必要な状況時に有資格者が確保されればよいとの理解でよろしいでしょうか。 | No.173を参照してください。 |
| 175 | 196 | 第1章 | 第3節 | 3.1 | 運営マニュアル及び運営業務実施計画書の作成、更新 | 「なお、ここでいう「適切な点検、補修等を行いながら使用することが可能な状態」とは、運営期間における補修費の概ね平均費用の補修で、21年目以降も安定稼働が継続できることをいう。」とありますが、本事業期間終了後2年間は本事業期間内と比べて突出した補修費が発生せず安定稼働を継続できることを意味するとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 176 | 197 | 第1章 | 3 | 3.1 (5) | ①運営マニュアル | その他業務のうち、「生活環境影響調査の事後調査」の具体的な業務について、ご教示願います。 | 詳細は、実施設計時に協議するものとします。 |
| 177 | 199 | 第1章 | 第4節 | 4.4 | 3) 次期運営事業者への引継ぎ等 | 「また、本市は、本事業期間中に作成した図書、資料、蓄積したデータ及びノウハウ等については、次期運営事業者に対し、原則としてすべてを開示するものとする。」とありますが、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する情報について第三者に開示されることは承服いたしかねますので、開示する情報については、事前に協議させていただきますようお願いいたします。 | ご意見として承ります。 |
| 178 | 202 | 第2章 | 1 | 1.2 | 受入れ時間 | 受入れ時間は、休憩時間（12時～13時等）にかかわらず搬入・搬出されるものとして理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 179 | 203 | 第2章 | 第2節 | 2.2 | 搬入管理 | ①混入物を発見した場合、持込者に対し持帰る様に指示することでよろしいでしょうか。②持ち帰りを拒否した場合、貴市へご相談することでよろしいでしょうか。 | 全てお見込みのとおりです。 |
| 180 | 203 | 第2章 | 第2節 | 2.2 | 搬入管理 | 展開検査の月当たりの回数と検査対象者をご教示頂けないでしょうか。 | 現施設では、展開検査（収集車両（委託・許可）で運ばれたごみをプラットホームに広げ、手作業にて不適物が混入していないかを確認する検査）は行っていません。そのため、展開検査の実回数等については、事業者提案とします。 ただし、直接搬入車両（事業者を含む）に対しては、産業廃棄物が混入していないか等の確認を随時行っています。（場合によっては、発生経緯等を聞き取り、受入基準に適合していなければ、持ち帰っていただくこともあります。） |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|-----|-----|-----|------|----------------------------------|---|--|
| 181 | 205 | 第2章 | 第2節 | 2.9 | 施設運転中の計測管理 | 安定操業期の計測管理回数については、法規上必要な回数とさせて頂けないでしょうか。(本施設の規模で定められる法定分析に対して過剰となっているため) | 提案を可とします。 |
| 182 | 205 | 第2章 | 第2節 | 2.9 | 施設運転中の計測管理 | 表中の飛灰処理物及び焼却灰の重金属含有量(3項目:総水銀、カドミウム、鉛)について、10~12頁には基準値が示されていないようです。基準値の提示頂けないでしょうか。 | 焼却灰については、基準値は設定しておりません。飛灰処理物については、環境省が公表している「特別管理産業廃棄物の判定基準(廃棄物処理法施行規則第1条の2)」のうち、『燃えながら・ばいじん・鉱さい』で示される値を基準値とします。 |
| 183 | 205 | 第2章 | 第2節 | 2.9 | 施設運転中の計測管理 | 表中の焼却灰の溶出基準値がp10~12には基準値が示されていないようです。基準値を提示頂けないでしょうか。また、計測地点が焼却灰貯留設備とありますが、各炉1検体ずつの採取は不要との理解で宜しいでしょうか。 | 前者は、基準値の設定はしておりません。後者は、要求水準書のとおりとします。 |
| 184 | 205 | 第2章 | 第2節 | 2.9 | 施設運転中の計測管理 | 本施設のプラント排水は、再利用水を場外へ放流しないクローズドシステムであり、公害防止基準の排水基準(10頁)において数値を設定しないとあります。一方、表中の再利用水の計測頻度は場外放流を前提としたものと思われますので、計測頻度は事業者提案とさせて頂いて宜しいでしょうか。また、生活排水の放流については、この計測の対象外との理解で宜しいでしょうか。 | 前者は、お見込みのとおりです。後者は、計測の対象とします。 |
| 185 | 205 | 第2章 | 第2節 | 2.9 | 施設運転中の計測管理 | 騒音 必要な検体数をご提示頂けないでしょうか。 | 2検体/回とします。 |
| 186 | 205 | 第2章 | 第2節 | 2.9 | 施設運転中の計測管理 | 振動 必要な検体数をご提示頂けないでしょうか。 | 2検体/回とします。 |
| 187 | 205 | 第2章 | 第2節 | 2.9 | 施設運転中の計測管理 | 悪臭 必要な検体数をご提示頂けないでしょうか。 | 2検体/回とします。 |
| 188 | 208 | 第2章 | 第2節 | 2.11 | 設備が故障した場合の修理、調整及び再発防止のための設備更新 2) | 「設備の故障、不具合等が運営事業者又は建設事業者の責により発生した場合は、運営事業者が自らの責任において建設事業者と調整し、設備等を改修、更新すること。」とありますが、建設事業者の責により発生した設備の故障、不具合等について、改修、更新の責任を負うのは、契約不適合責任期間内に限ると理解して宜しいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 189 | 210 | 第2章 | 第4節 | 4.3 | 修繕・更新 | 計画外の補修工事が必要となった場合、発注者にて当該補修に係る費用をご負担頂けるものと理解して宜しいでしょうか。但し、運営事業者が事前に計画に見込んでおくべきであったと合理的に認められる補修については、運営事業者にて費用を負担するものとしたします。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 190 | 210 | 第2章 | 4 | 4.1 | 備品・什器・物品の調達・管理 | 「運営事業者が備品・什器・物品の調達を行う範囲は、本市の事務室、更衣室及び休憩室を除く全ての範囲とする」とありますが、市様が管理・利用される会議室や書庫なども、運営事業者が調達を行うものとして理解してよろしいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 191 | 211 | 第2章 | 第4節 | 4.6 | 精密機能検査 | 精密機能検査の具体的な項目・方法等については、予めお示し頂けないでしょうか。 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条で示される内容を想定してください。 |
| 192 | 214 | 第2章 | 6 | 6.2 | 施設外への搬出 | 「運営事業者は、焼却灰、飛灰処理物、資源物(古紙)を本市が指定する場所に運搬すること」とありますが、それぞれの指定場所への運搬距離は前回までの質疑回答から変更はないとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 193 | 214 | 第2章 | 6 | 6.2 | 施設外への搬出 | 「処理困難物については、本市が指定する最終処分場に運搬すること」とありますが、運搬距離はアンケート調査時の質疑回答から変更はないとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 194 | 214 | 第2章 | 6 | 6.2 | 施設外への搬出 | 「処理不適物についても処理困難物と同様とする」とありますが、処理不適物も貴市が指定する最終処分場に運搬すると考えてよいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 195 | 217 | 第2章 | 第8節 | 8.6 | 施設見学者対応 | 予約を受けていない見学は事業者が対応すると有りますが、施設の自由見学などを想定されていますでしょうか。 | 入札説明書に対する質問回答No.5を参照してください。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|---------|-----|-----|-----|---------|------------------|--|--|
| 196 | 217 | 第2章 | 8 | 8.6 | 施設見学者対応 | 施設見学者の予約受付は市様にてご対応していただくと理解してよろしいでしょうか。 | 入札説明書に対する質問回答No.5を参照してください。 |
| 197 | 218 | 第2章 | 第8節 | 8.7 | 施設見学以外の住民の施設利用 | 年間の利用人数や件数について提示頂けないでしょうか。 | 施設見学以外（リサイクル展）の利用人数について、直近3年間の実績は以下のとおりです。 令和3年度：505人、令和2年度：482人、令和元年度：468人 |
| 198 | - | - | - | - | ワードデータ | 要求水準に対する設計仕様書作成のため、要求水準書（焼却施設・リサイクル）のワードデータをご提供願います。 | 参加資格確認申請書類を提出いただいた入札参加者に対して、データを送付することとします。 |
| リサイクル施設 | | | | | | | |
| 199 | 1 | 第1章 | 1 | 1.1 | フロン回収 | 「フロンを大気に放出することなく適正に回収・保管し搬出（業者委託）する」とありますが、フロンそのものを回収装置によって処理するのではなく、搬入された小型複合ごみの中からフロンを含むごみを選別し回収・保管し、業者に引き渡すことで適正に処理するという認識でよろしいでしょうか。 | フロンの回収及び保管までを事業者の業務範囲とします。 |
| 200 | 3 | 第1章 | 1 | 1.7 | 3)敷地周辺設備(1)電気 | 「高圧配電盤二次側より引き込む」とありますが、配置及び電源本数等を考慮して、低圧配電盤からの電源供給を検討してもよろしいでしょうか。 | 合棟の場合に限り提案を可とします。 |
| 201 | 5 | 第1章 | 第2節 | 2.1 | 1) 公称能力 | 指定されたごみ質で14t/5h以上の処理能力を有するとありますが、各ごみの公称能力(t/5h)についてご教示頂けないでしょうか。 | 要求水準書に記載とおり、飲食用缶ごみ：2t/5h、ペットボトル：2t/5h、粗大ごみ：10t/5hとなります。 |
| 202 | 5 | 第1章 | 第2節 | 2.1 | 2) 計画ごみ質 | (1) ごみの種類としての掲載はありますが、処理対象となる各ごみの単位体積重量(t/m3)についてご教示頂けないでしょうか。 | 各入札参加者にて想定してください。 |
| 203 | 5 | 第1章 | 第2節 | 2.1 | 2) 計画ごみ質 | (1) ごみの種類としての掲載はありますが、処理対象となる各ごみに於ける<組成物>の構成比(重量比)についてご教示頂けないでしょうか。 | 各入札参加者にて想定してください。 |
| 204 | 5 | 第1章 | 第2節 | 2.1 | 2) 計画ごみ質 | (1) ごみの種類としての掲載はありますが、処理対象となる各ごみに於ける<不適物・異物>の構成比(重量比)についてご教示頂けないでしょうか。 | 各入札参加者にて想定してください。 |
| 205 | 5 | 第1章 | 第2節 | 2.1 | 2) 計画ごみ質 | (1) ごみの種類で粗大ごみに布団、毛布、カーペット、剪定樹木、シート、ブルーシート、レジャーシート、防鳥ネット、ロープ、ホース、つる皮等の2軸低速回転式破砕機での処理に不適となるごみが列記されていますが、焼却施設に設置する前処理設備/せん断式破砕機にて処理するものと考えて宜しいでしょうか。 | 処理の方法については、提案を可とします。 |
| 206 | 5 | 第1章 | 2 | 2.1 | 2)計画ごみ質 (1)ごみの種類 | ヤード容量計算時の条件を統一するため、各ごみ種における見掛比重をご教示ください。 | 各入札参加者にて想定してください。 |
| 207 | 5 | 第1章 | 2 | 2.1 | 2)計画ごみ質 (1)ごみの種類 | 物質収支計算時の条件を統一するため、不燃ごみ及び粗大ごみの組成として鉄、アルミ、可燃物、不燃物の割合をご教示ください。 | 各入札参加者にて想定してください。 |
| 208 | 5 | 第1章 | 2 | 2.1 | 2)計画ごみ質 (1)ごみの種類 | 物質収支計算時の条件を統一するため、空き缶の組成としてスチール、アルミ、残渣の割合をご教示ください。 | 各入札参加者にて想定してください。 |
| 209 | 5 | 第1章 | 2 | 2.1 | 2)計画ごみ質 (1)ごみの種類 | 物質収支計算時の条件を統一するため、ペットボトルの残渣率をご教示ください。 | 各入札参加者にて想定してください。 |
| 210 | 6 | 第1章 | 第2節 | 2.1 | 2) 計画ごみ質 | (2) 搬入形態⑤粗大ごみ（小型複合ごみを含む）の項目に廃家電とありますが、小型電子機器類についても仕分けて小型複合ごみヤードのコンテナ等に投入し、資源回収業者に引き渡すと考えて宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 211 | 7 | 第1章 | 第2節 | 2.1.(3) | 指定袋の寸法 | 指定袋は敦賀市、美浜町とも同じと理解して宜しいでしょうか。 | 指定袋は、敦賀市と美浜町で異なります。 |
| 212 | 7 | 第1章 | 第2節 | 2.1 | 2) 計画ごみ質 | (3) 指定袋の寸法で事業系の飲食用缶ごみ、ペットボトルの記載がありますが、一斗缶の様なものも入る大きさで、破砕袋機にとっては一斗缶や大型ペットボトルは処理不適物に該当しますので、受入ホッパ投入前に不適物除去を行うものと考えて宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|---------|-----|-------------|------------|-------------------------------------|--|---|
| 213 | 8 42 | 第1章 | 第2設 第4設節 | 2.3 4.6 | 主要設備方式 2) ペットボトル ペットボトル圧縮梱包装置 | 圧縮梱包の項目でPPバンド巻き及び袋掛けのペール、ペットボトル圧縮梱包機に財団法人日本容器包装リサイクル協会が示す基準に適合する梱包とするとありますが、基準では袋掛けは不要ですので、不要とさせて頂いて宜しいでしょうか。 | 財団法人日本容器包装リサイクル協会が示す基準に適合するようにしてください。 |
| 214 | 9 | 第1章 | 第2節 | 2.3 | 主要設備方式 5) 粗大ごみ | 廃家電、小型電子機器等については、破砕処理はせずに資源回収業者に引き渡すと考えて宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 215 | 10 | 第1章 | 2 | 2.5 | 車両台数 1)～4) | 各用途に対する作業車両の台数を記載するようになっておりますが、運転に支障が無ければ一部車両の兼用及び重機の種類についてメーカー提案とさせて頂いていただけないでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 216 | 11, 36 | 第1章 | 2 | 2.8 | 3) 選別基準 | P11処理条件において、粗大系の選別基準の純度と回収率の記載がありますが、資源系の純度と回収率はP36、P37の特記に記載されている数値によるとの理解でよろしいでしょうか。 | 鉄類については、純度：95%以上、回収率（目標値）：85%以上とし、アルミについては、純度：85%以上、回収率（目標値）：55%以上とします。 |
| 217 | 13 | 第1章 | 第2節 | 2.12 | 2) 爆発防止対策 | 「破砕機室に可燃性ガス検知器を設置し、自動的に希釈できるようにすること」とありますが、「可燃性ガスの滞留を防止する為に自動希釈装置（防爆用送風機等）を設置し、更に可燃性ガス検知器を設置して爆発防止対策を徹底する」と読み替えさせて頂いて宜しいでしょうか。 | 手法については、事業者提案とします。 |
| 218 | 17 | 第1章 | 5 | 5.1 | 試運転 | リサイクル施設の試運転期間が【90日間】と記載がありますが、必要な日数を提案させていただくことは可能でしょうか。 | 90日以上の日数を提案ください。 |
| 219 | 18 | 第1章 | 第6節 | 6.1 | 2) 引渡性能試験方法 | 表が「参考」とされておりますが、引渡性能試験方法について、疑義が生じることはないでしょうかあるようでしたら、「参考」とされた意図について、質疑で確認しておくことをご検討ください。 | 本要求水準書で示す内容を実施することとします。 |
| 220 | 20 | 第1章 | 6 | 6.1 | 3) 予備性能試験 | 予備性能試験は、各ごみ処理系列において2日以上とする。と記載がありますが、分析については2日以上の内1日を行うこととしてもよろしいでしょうか。 | 予備性能試験の条件方法等については、引渡性能試験に準ずることとします。 |
| 221 | 28 | 第2章 | 第1節 | | その他事項 | 「油圧タンクの・・・静電式の浄油装置を設けること」とありますが、リサイクル設備については1年あたりの稼働時間が1200時間程度と短い為、＜必要に応じて＞と追記解釈させて頂いて宜しいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 222 | 30 | 第2章 | 2 | 2.4 | ストックヤード 4) 主要項目 | (1) 寸法を計画するにあたり、各ストックヤードの容量及び積上げ高さはメーカー提案としてよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 223 | 31 | 第2章 | 第2節 | 2.6 | 薬剤噴霧装置 | 薬剤噴霧装置は焼却設備と兼用とさせて頂いて宜しいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 224 | 32 | 第2章 | 第3節 | 3.1 | 飲食用缶ごみ受入ホッパ | 〔特記〕(1) 「ホイールローダによる投入及び搬入車両からの直接投入など・・・」とありますが、運用上の問題が無ければ搬入車両からの直接投入は計画しない考えとして宜しいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 225 | 32 | 第2章 | 3 | 3.1 | 〔特記〕(1) | 「ホイールローダによる投入及び搬入車両からの直接投入など」と記載がありますが、ホイールローダでごみを持ち上げ破砕袋機へ投入を検討する場合、搬入車両からの直接投入はないものと考えてよろしいでしょうか。 | No. 224を参照してください。 |
| 226 | 33 | 第2章 | 第3節 | 3.2 | 飲食用缶ごみ 破砕袋機投入コンベヤ | 〔特記〕(8) 「コンベヤテール部の落下ごみは、集めて戻すことができるよう計画する」とありますが、＜テール部にオートリターン機構を採用する＞と解釈すれば宜しいでしょうか。 | コンベヤテール部の落下ごみを集めて戻すことができるように計画いただくものとし、手法については事業者提案とします。 |
| 227 | 33 | 第2章 | 3 | 3.3 | 飲食用缶ごみ破砕袋機 1) 形式 | 飲食用缶ごみ破砕袋機は、一体型だけでなく破袋機と除袋機の別置きを提案してもよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 228 | 34 | 第2章 | 第3節 | 3.5 | 飲食用缶ごみ 搬送コンベヤ | 本コンベヤは手選別にて異物・不適物を除去する用途に使用する考えですが宜しいでしょうか。 | 飲食用缶ごみ搬送コンベヤは、飲食用缶ごみアルミ選別機に搬送するためのコンベヤとなります。 |
| 229 | 35 | 第2章 | 第3節 | 3.6 | 飲食用缶ごみ磁力選別機 3) 主要項目 | (7) 主要部材②スクレーパ：SUSとありますが、ベルト表面にヒレ形状のゴム製の棧を設置する方式とさせて頂いて宜しいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 230 | 35 | 第2章 | 第3節 | 3.6 | 飲食用缶ごみ磁力選別機 3) 主要項目 | 〔特記〕(7) 「ベルトは刃物状の金属等の衝撃により破損しにくい材質とすること」とありますが、＜ベルトのハンプにアラミド繊維を用いた防刃仕様を採用する＞と読みかえれば宜しいでしょうか。 | 手法については、事業者提案とします。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|----|-----|-----|------|------------------------------|---|--|
| 231 | 36 | 第2章 | 第3節 | 3.7 | 飲食用缶ごみアルミ選別機 3) 主要項目 | [特記] (5) 「ベルトは刃物状の金属等の衝撃により破損しにくい材質とすること」とありますが、<ベルトのハンプにアラミド繊維を用いた防刃仕様を採用する>と読みかえれば宜しいでしょうか。 | 手法については、事業者提案とします。 |
| 232 | 36 | 第2章 | 3 | 3.8 | スチール圧縮成型機 3) 主要項目 | (3) 成形品寸法が提案となっておりますが、回収業者からの見掛比重や寸法の指定は無いものと考えてよろしいでしょうか。 | パレット積みを想定しています。 |
| 233 | 37 | 第2章 | 第3節 | 3.9 | 飲食用缶ごみ アルミ圧縮成型機 | 飲食用缶ごみスチール圧縮成型機と本体を共用し、スチール缶定量供給ホップとアルミ缶定量供給ホップを設置する提案をさせて頂いて宜しいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 234 | 37 | 第2章 | 3 | 3.8 | アルミ圧縮成型機 3) 主要項目 | (3) 成形品寸法が提案となっておりますが、回収業者からの見掛比重や寸法の指定は無いものと考えてよろしいでしょうか。 | No. 232を参照してください。 |
| 235 | 38 | 第2章 | 第3節 | 3.11 | 鉄類貯留ヤード 3) 主要項目 | (1) 寸法：幅 [5] m x 奥行 {10} m とご指定がありますが、数値を変更させて頂いて宜しいでしょうか。 | 幅×奥行で50m ² 以上とすることを前提に、提案を可とします。 |
| 236 | 38 | 第2章 | 第3節 | 3.12 | アルミ貯留ヤード 3) 主要項目 | (1) 寸法：幅 [5] m x 奥行 {10} m とご指定がありますが、数値を変更させて頂いて宜しいでしょうか。 | 幅×奥行で50m ² 以上とすることを前提に、提案を可とします。 |
| 237 | 39 | 第2章 | 第4節 | 4.1 | ペットボトル受入ホップ | [特記] (1) 「ホイールローダによる投入及び搬入車両からの直接投入など・・・」とありますが、運用上の問題が無ければ搬入車両からの直接投入へは計画しない考えとして宜しいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 238 | 39 | 第2章 | 4 | 4.1 | [特記] (1) | 「ホイールローダによる投入及び搬入車両からの直接投入など」と記載がありますが、ホイールローダでゴミを持ち上げ破砕機へ投入を検討する場合、搬入車両からの直接投入はないものと考えてよろしいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 239 | 40 | 第2章 | 第4節 | 4.2 | ペットボトル 破砕機投入コンベヤ | [特記] (8) 「コンベヤテール部の落下ごみは、集めて戻すことができるよう計画する」とありますが、<テール部にオートリターン機構を採用する>と解釈すれば宜しいでしょうか。 | コンベヤテール部の落下ごみを集めて戻すことができるように計画いただくものとし、手法については事業者提案とします。 |
| 240 | 40 | 第2章 | 4 | 4.3 | ペットボトル破砕機 1) 形式 | ペットボトル破砕機は、一体型だけでなく破砕機と除袋機の別置きを提案してもよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 241 | 41 | 第2章 | 第4節 | 4.5 | ペットボトル 搬送コンベヤ | 本コンベヤは手選別にて異物・不適物を除去する用途に使用する考えですが宜しいでしょうか。 | 用途については、お見込みのとおりです。 |
| 242 | 43 | 第2章 | 第4節 | 4.8 | 鉄類貯留ヤード 3) 主要項目 | (1) 寸法：幅 [5] m x 奥行 {10} m とご指定がありますが、数値を変更させて頂いて宜しいでしょうか。 | 幅×奥行で50m ² 以上とすることを前提に、提案を可とします。 |
| 243 | 44 | 第2章 | 第5節 | 5.1 | 粗大ごみ受入ホップ | [特記] (4) 「処理不適物を処理不適物貯留ヤードに搬送するまでに一時貯留する為のスペースを設けること」とありますが、<スペースを受入ホップの近傍に設けること>と読み替えさせて頂いて宜しいでしょうか。 | 要求水準書のとおりです。 |
| 244 | 44 | 第2章 | 第5節 | 5.1 | 粗大ごみ受入ホップ | [特記] (5) 「小型複合ごみを破袋(手動)、仕分け等をするためのスペースを設けること」とありますが、<スペースを受入ホップの近傍に設けること>と読み替えさせて頂いて宜しいでしょうか。 | 要求水準書のとおりです。 |
| 245 | 45 | 第2章 | 5 | 5.4 | 高速回転式破砕機 3) 主要項目 (1) 能力 | 能力 [10] t/h となっておりますが、規模が10t/5hですので、2t/hと解釈してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 246 | 46 | 第2章 | 第5節 | 5.5 | 高速回転式破砕機 1) 形式 | 「高速回転式破砕機」とありますが、横型や縦型のご指定ないものと考えて宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 247 | 46 | 第2章 | 第5節 | 5.6 | 低速回転式破砕機及び高速 回転式破砕機防塵用送風機 | 高速回転式破砕機用防塵用送風機について、高速回転式破砕機の型式によっては自己換気機能を有するものがございます。その場合は設置しなくても良いと考えて宜しいでしょうか。 | 要求水準書のとおりです。 |
| 248 | 46 | 第2章 | 5 | 5.6 | 低速回転式破砕機及び高速 回転式破砕機防塵用送風機 | 「高速回転式破砕機防塵用送風機を設けること」になってはいますが、高速回転式破砕機に送風効果があり破砕機内を換気する能力があれば、高速回転式破砕機防塵用送風機を無くしても良いでしょうか。 | No. 247を参照してください。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|------|----|---------|-----|-------|--------------------------|---|---|
| 249 | 47 | 第2章 | 第5節 | 5.7 | 破砕物搬送コンベヤ (1) 3) 主要項目 | (6) 主要部材質②エプロン [] / ベルト [] とありますが、ベルトコンベヤを採用する場合は<難燃耐油ベルト>を使用するものと考えて宜しいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 250 | 47 | 第2章 | 第5節 | 5.8 | 破砕物搬送コンベヤ (2) 3) 主要項目 | (6) 主要部材質②エプロン [] / ベルト [] とありますが、ベルトコンベヤを採用する場合は<難燃耐油ベルト>を使用するものと考えて宜しいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 251 | 48 | 第2章 | 第5節 | 5.9 | 粗大ごみ磁力選別機 3) 主要項目 | [特記] (7) 「ベルトは刃物状の金属等の衝撃により破損しにくい材質とすること」とありますが、<ベルトの磁性物吸着面にSUS製のライナーを設置してベルトの破損を防止する>として提案させて頂いて宜しいでしょうか。 | 手法については、事業者提案とします。 |
| 252 | 49 | 第2章 | 第5節 | 5.11 | 粗大ごみアルミ選別機 3) 主要項目 | [特記] (5) 「ベルトは刃物状の金属等の衝撃により破損しにくい材質とすること」とありますが、<ベルトのハンプにアラミド繊維を用いた防刃仕様を採用する>と読み替えさせて頂いて宜しいでしょうか。 | 手法については、事業者提案とします。 |
| 253 | 50 | 第2章 | 第5節 | 5.13 | 粗大ごみ可燃物搬送コンベヤ 3) 主要項目 | (6) 主要部材質②ベルト [] とありますが、<難燃耐油ベルト>を使用するものと考えて宜しいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 254 | 51 | 第2章 | 第5節 | 5.17 | 処理不適用貯留ヤード 3) 主要項目 | (1) 寸法：幅 [5] m x 奥行 [10] m とご指定がありますが、数値を変更させて頂いて宜しいでしょうか。 | 幅×奥行で50m ² 以上とすることを前提に、提案を可とします。 |
| 255 | 53 | 第2章 | 第6節 | 6.2 | バグフィルタ 3) 主要項目 | (12) 集じん対象箇所：〔受入ヤード、受入ホップ、破砕袋機、圧縮成型機、圧縮梱包機、貯留ヤード〕とご指定がありますが、特に粉塵が発生する各破砕機・破砕選別各装置などについても集じん対象と変更させて頂いて宜しいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 256 | 54 | 第2章 | 第6節 | 6.3 | 脱臭装置 | 脱臭装置の設置は事業者提案とさせて頂いて宜しいでしょうか。資源ごみ等については袋収集であるため、臭気の気になる季節においては消臭剤噴霧で対応できると考えております。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 257 | 54 | 第2章 | 第6節 | 6.4 | 脱臭用排風機 | 脱臭用排風機の設置は事業者提案とさせて頂いて宜しいでしょうか。資源ごみ等については袋収集であるため、臭気の気になる季節においては消臭剤噴霧で対応できると考えております。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 258 | 54 | 第2章 | 6 | 6.2 | 3) 主要項目 | (12) 集じん対象箇所について、臭気対策の集じんと粉じん対策の集じん排風機を分けて設置し、排気口出口粉じん濃度を満足することができれば、臭気対策で集じんされた空気は焼却施設と同様にバグフィルタには送らず、活性炭のみでの処理としてよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 259 | 55 | 第2章 | 第6節 | 6.5 | ダクト類 3) 主要項目 | [特記] (7) 「集じんダクトは、火災防止のため、防火ダンパや散水装置を設置すること」とありますが、<ダクト内への散水装置>は設置した経験がありません。具体的な設置事例などございましたら教示頂けないでしょうか。防火ダンパの設置のみで宜しいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 260 | 60 | 第2章 | 第9節 | 9.1 | 電気方式 | 受電は、高圧受電 (6,600V) とありますが、リサイクル施設には低圧負荷しかありませんので、ごみ焼却施設とリサイクル施設を合棟とした場合、ごみ焼却施設からリサイクル施設の各動力制御盤に低圧 (440V) を供給とさせて頂けないでしょうか。また、建築動力、照明も同様にごみ焼却施設からリサイクル施設の各建築動力盤、照明分電盤に低圧 (210Vまたは210/105V) を供給させて頂けないでしょうか。 | 合棟の場合に限り提案を可とします。 |
| 261 | 71 | 第2章 | 11 | 11.10 | 作業用重機 | ホイールローダ・解体用フォークなどを納入することになっていますが、建設・運営事業期間も含めて必要な重機をリースとさせて頂いていただき、最新の重機が使用できる提案とさせて頂いていただいてもよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 262 | 71 | 第2章 | 11 | 11.10 | 2) 解体用フォーク | 運転に支障が無ければP10_2.5作業車両にある成形品搬出用のフォークリフトと兼用してもよろしいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 添付資料 | | | | | | | |
| 263 | - | 添付資料1 | - | - | ボーリング | No.6及びNo.7のN値等の標準貫入試験データの記載がありませんのでご教示願います。 | No.6及びNo.7のN値等の標準貫入試験データはありません。 |
| 264 | - | 添付資料1~3 | - | - | ボーリング、土質調査結果 | ご提示の地質調査結果と現地状況に著しい差異があり、基礎工法や工程に変更が生じた場合の費用は受注者の所掌範囲外との理解で宜しいでしょうか。 | 原則、受注者の所掌範囲とします。 |

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|---|-------------|-----|-----|---------------------|---|---|
| 265 | - | 添付資料 1~3 | - | - | ボーリング、土質調査結果 | 環境基準を超える土壌汚染や埋設物が確認された場合の対策費用は、受注者の所掌範囲外と考えて宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 266 | - | - | - | - | - | 建築士法上の工事監理者の配置は受注者の所掌範囲外との理解で宜しいでしょうか。 | 設計・施工は事業者にて行う性能発注であることから、事業者にて配置することとします。 |
| 267 | - | 添付資料5 | - | - | 土地利用計画平面図 | 敷地入口位置や、焼却施設とリサイクル施設の位置・構成（別棟）が明確に表現された計画平面図となっていますが、これらの位置構成はご指定となるでしょうか。 | 指定ではありません。 |
| 268 | - | 添付資料11 | - | - | ごみ量などの実績及び 将来推計値 | ご提示いただいた過去の処理実績及び推計は、4月～翌年3月までの「年度」として捉えてよろしいでしょうか。 また、様式集において用役使用量や年間発電量等算出する必要があるため、R28年度の将来推計値をご教示願います。 | 前者は、お見込みのとおりです。 後者は、添付資料を参照してください。 |
| 269 | - | 添付資料11 | - | - | ごみ量などの実績及び 将来推計値 | 資源ごみの内訳のうち、飲料用缶ごみやプラスチック容器等の種類ごとの搬入実績値及び推移値について、ご教示願います。 | 各入札参加者にて想定してください。 |

3 落札者決定基準に対する質問

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|---|-----|-----------------|--------|------------------------------|--|---|
| 1 | 6 | 第3章 | 4 | (1) | 入札価格の定量化審査 | 定量化限度額は、開札時に公表する、とありますが、定量化限度額は、価格競争のみの入札における最低制限価格と同様にダンピング排除の効果を得ることと理解します。入札時において事業者が定量化限度額の金額を知らずに、価格提案書、非価格提案書を作成することは、過度な安値応札を行い施設やサービスの質の低下を防止する効果が非常に低くなります。価格の最低水準を維持した上で、施設やサービスの質を高める提案ができるよう、上限額に対してできる限り高い比率を設定頂き、かつ現時点において定量化限度額を公表頂きたく、よろしくお願い致します。 | 落札者決定基準書のとおりとします。 |
| 2 | 6 | 第3章 | 4 | (1) | 入札価格の得点算定式 | 定量化限度額以下の入札者が複数の場合、定量化限度額以下の入札者全てが40点満点となる理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 3 | 9 | 第4章 | エネルギーを有効利用できる施設 | No. 12 | 発電効率、発電量及び売電量の最大化計画 | 入札説明書28頁には「売電に係る契約の契約者は本市とする」とあります。つきましては売電契約は貴市にて行うため事業者にて売電単価に関する記載は評価の対象外との理解で宜しいでしょうか。様式第16号-4-1(別紙1)の記載の売電単価も、売電契約が事業者の所掌範囲外のため評価の対象外との理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 4 | 9 | 第4章 | エネルギーを有効利用できる施設 | No. 12 | 発電効率、発電量及び売電量の最大化計画 | 売電量等を公平に計算するため、計算の前提条件となるごみ質・ごみ量は要求水準書記載の通り(基準ごみ8300kJ/kg、計画ごみ量25900t/年)との理解で宜しいでしょうか。上記の理解に誤りがある場合でも、公平性の観点から、計算の前提となる諸条件は極力、明確化・定式化をお願い致します。 | ごみ質については、お見込みのとおりです。ごみ量については、要求水準書に対する質問回答No. 19を参照してください。 |
| 5 | 9 | 第4章 | 社会貢献、地域貢献 | No. 15 | 社会貢献、地元企業の活用、資材調達への協力、運転員雇用等 | 様式16号-6-2にの定量評価の方法にも記載があります通り、敦賀市内及び美浜町内に事業所(本社・本店又は建設業法上の主たる営業所)を有する企業の活用が審査の対象であり、支店・営業所(本社・本店以外)は審査の対象外との理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 6 | 9 | 第4章 | 社会貢献、地域貢献 | No. 15 | 社会貢献、地元企業の活用、資材調達への協力、運転員雇用等 | 審査の視点で「貢献金額及び雇用率」とありますが、例えば地元企業が雇用する人材を請負・派遣等の方法で運転員に採用する場合、様式第16号-6-1(別紙1)で「③地域の人材活用」と「④運営・維持管理期間中の地域企業の活用」で金額に二重計上が生じます。様式16-6-2(本紙)では地元貢献の算定で「二重計上は不可」とされているため、施設の運転員雇用(地元雇用)に関して「③地域の人材活用」で計上した場合は、「④運転員雇用を除く運営・維持管理期間中の地域企業の活用」での計上は不可という理解で宜しいでしょうか。上記理解に誤りがある場合でも、二重計上を防ぐ形で評価方法をお示し下さい。 | 前者は、お見込みのとおりです。なお、雇用率の評価を行うにあたり、様式集(Excel版)のうち、様式第16号-6-1(別紙1)を修正致しましたので、ご確認ください。 |

4 様式集に対する質問

| No. | 様式 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | カナ等 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|-----------------------|--------------|-----|-----|-----|------------------------------------|---|--|
| 1 | 様式第3号, 4号, 5号, 6号, 9号 | - | - | - | - | 参加表明書 | 代表企業の欄に「グループ名」とございますが、「代表企業名称（グループ）」と記載すれば宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 2 | 第6号 [2/3] | 6 | - | - | - | - | 印鑑証明書は原本での提出でしょうか。 | 正本は原本を提出してください。副本は写しを提出してください。 |
| 3 | 第6号 [2/3] | 6 | - | - | - | - | 納税証明書（法人市民税）の提出は、構成員又は協力企業が支店等である場合、その支店等のある市町村で発行される納税証明書でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 4 | 第6号 [2/3] | 6 | - | - | - | - | 法人登記簿謄本は原本の提出でしょうか。 | 正本は原本を提出してください。副本は写しを提出してください。 |
| 5 | 第6号 [2/3] | 6 | - | - | - | - | 一級建築士事務所の登録を証明する書類については、社団法人建築士事務所協会が発行する建築士事務所登録証明書でよろしいでしょうか。また、証明書の日付けは、入札説明書の配布開始日以降に交付されたものという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 なお、詳細は入札説明書第3章4参加資格の確認(1)を参照ください。 |
| 6 | 第6号 [2/3] | 6 | - | - | - | - | 上記質問の建築士事務所登録証明書でよい場合、原本の提出でしょうか。 | 正本は原本を提出してください。副本は写しを提出してください。 |
| 7 | 第6号 [2/3] [3/3] | 6 | - | - | - | - | 建築物、焼却施設、リサイクル施設において、「監理技術者を専任で配置できることを証明する書類（監理技術者資格の免状の写し等）」とありますが、配置予定技術者が複数人いる場合、その人数分の監理技術者資格の免状の写し等のみを添付すればよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 8 | 第6号 [3/3] | 6 | - | - | - | - | 共同企業体協定書について、ご指定の様式はありますか。ご指定がない場合は、任意の様式でよろしいでしょうか。 | 任意の様式にてご提出ください。 |
| 9 | 様式第6号 | - | - | - | - | 添付書類 | 納税証明書は「その3の3」でも宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 10 | 様式第6号 | - | - | - | - | 添付書類 | 会社概要は会社の発行しているパンフレットでも宜しいでしょうか。 | 可とします。 |
| 11 | 様式第7号 | - | - | - | - | 委任状（代表企業） | 委任状（代表企業）は構成員・協力企業が連名・押印する内容になっておりますが、各構成員・協力企業につき1枚づつ代表企業代表者へ委任する形式も可能とさせていただいても宜しいでしょうか。 | 提案を可とします。 |
| 12 | 様式第9号-5 | - | - | - | - | 配置予定者の業務経験 | 「※現場総括責任者として業務行った施設」とありますが、入札説明書P11 第3章 2 (3) イでは現場総括責任者の経験は問われていないため、ここでは配置予定者が経験を有する、一般廃棄物処理施設（全連続燃焼式焼却施設（ストーカ方式かつ複数炉構成とする。）を証明するための書類（契約書の写し）、及び施設の概要が分かる書類を添付すれば宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 13 | 第9号-5 | - | - | - | - | 「入札説明書第3章2(3)イ」に規定する配置予定者の資格及び業務経験 | 入札説明書11頁では「一般廃棄物処理施設（全連続燃焼式焼却施設（ストーカ方式かつ複数炉構成とする。）における運転管理業務の経験を有すること」とあります。については「運転管理業務経験」の欄は上記施設での何らかの経験を記載すればよく、必ずしも上記施設で「現場総括責任者」を務めた経験までは要求されていないとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 14 | 様式15号 | - | - | - | - | 入札書 | 記載責任者は、様式第8号で提示する代理人と異なっても宜しいでしょうか。 | 記載責任者は代表者となりますが、代理人が入札する場合は代理人名で記載ください。 |
| 15 | 様式第16号 -1-4 | 費用明細書（固定費 i） | - | - | - | 費用（年平均） | 本項目は運営期間の総額を総運営月数（1か月+12か月×20年間=241か月間）で割った月平均費用の12か月分として算出するものと理解して宜しいでしょうか。 ※計算式：[費用（年平均）] = [運営期間の総額] ÷ 241 × 12 | お見込みのとおりです。 |

| No. | 様式 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | カナ等 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|-----------------|---------------|-----------|-----|-----|------------|--|--|
| 16 | 様式第16号-1-4 | 費用明細書(固定費ii) | - | - | - | 費用(年平均) | 本項目は運営期間の総額を総運営月数(1か月+12か月×20年間=241か月間)で割った月平均費用の12か月分として算出するものと理解して宜しいでしょうか。 ※計算式: [費用(年平均)] = ([運営期間の総額] ÷ 241) × 12 | お見込みのとおりです。 |
| 17 | 様式第16号-1-4 | - | - | - | - | 参考指標 | E-IRRについては、あくまで参考指標であり、その多寡や、事業者によるE-IRR設定の考え方などについては定量化審査項目No.4などの事業の継続性などによる審査の対象外との理解で宜しいでしょうか。 | E-IRRは参考指標であり、定量化審査では「審査の視点」に基づき審査を行います。 |
| 18 | 第16号-1-4(別紙1) | - | - | ② | - | 営業費用 | リサイクル施設の下欄が黄色網掛けになっていますが、焼却施設とリサイクル施設以外で費用を計上するものがあれば記入するという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 19 | 第16号-1-4(別紙5) | 1 | - | - | - | 処理量(計画値) | 黄色網掛けになっておりませんが、処理量(計画値)は要求水準書添付資料11を基に当社が記入するものと理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 20 | 第16号-1-4(別紙5) | 1 | - | - | - | 処理量(計画値) | 各年度におけるリサイクル施設の処理量(計画値)について、要求水準書添付資料11を基に入力すると、資源系の一部ごみ種において貯留のみとなるものも含まれるものと想定しますが、本数値を採用してもよろしいでしょうか。 | 提示しているリサイクル施設処理量は、リサイクル施設にて処理、貯留されるもの(搬入量)としています。 資源ごみの内訳については、要求水準書に対する質問No.269を参照してください。 |
| 21 | 様式第16号-4-1 | 電気関係調書(発電電力等) | ②売電単価 | - | - | 各売電単価 | 売電に係る契約の契約者は貴市であることから、本項目の売電単価は貴市にてお示し頂けないでしょうか。 また、貴市にて単価をお示し頂けない場合は事業者にて想定単価を記載するとの理解で宜しいでしょうか。その場合、売電契約は事業者の所掌範囲外であり、かつ将来の想定単価は不確実性が高いため、売電単価については非価格要素の審査対象外との理解で宜しいでしょうか。 | 売電先は、単価、効率等を含め提案してください。 「売電単価」は非価格要素の審査対象としません。 |
| 22 | 様式第16号-4-1 | 電気関係調書(発電電力等) | ④用役内訳(年間) | - | - | - | ④用役内訳(年間)の使用量、売電量は、運営期間の平均値をご提示すれば宜しいでしょうか。そうではない場合は詳細の算定条件(ごみ量等)をご提示ください。 | 令和9年度における値を記載してください。 |
| 23 | 様式第16号-4-1 | 電気関係調書(発電電力等) | ⑤発電量等(詳細) | - | - | 各使用電力 | 施設全体の使用電力は、ごみ質や焼却施設の運転炉数のみならず、運転負荷率(100%負荷運転時、低負荷運転時)、リサイクル施設の稼働状況、外気温、時間帯(昼・夜)によっても異なります。 評価の公平性の観点からも提案売電算出の前提条件を提示してください。 | 必要に応じ欄を追加し、想定される条件ごとの値を記載してください。 |
| 24 | 様式第16号-4-1 | 電気関係調書(発電電力等) | ⑤発電量等(詳細) | - | - | 各使用電力 | 本表の数値は代表的なもののみをご提示し、④用役内訳(年間)および⑥年間発電量等は、各運転条件を考慮した上で別途算出したものを記載するものと理解して宜しいでしょうか。 | 本表の数値については、様式集に対する質問回答No.23を参照してください。 「④用役内訳(年間)」及び「⑥発電量及び売電電力量」については、各運転条件を考慮のうえ、算出した値を記載してください。 |
| 25 | 様式第16号-4-1 | 電気関係調書(発電電力等) | ⑥年間発電量等 | - | - | - | ⑥年間発電量等の各数値は添付資料10、11の各年度ごみ量をそれぞれ処理するとして算出するものと理解して宜しいでしょうか。 また、令和8年度は年間ごみ量の12分の1の量を処理するものとして算出して宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 26 | 様式第16号-6-1(別紙1) | - | - | - | - | 地域の人材活用 | 審査の視点で「貢献金額及び雇用率」とありますが、例えば地元企業が雇用する人材を請負・派遣等の方法で運転員に採用する場合、様式第16号-6-1(別紙1)で「③地域の人材活用」と「④運営・維持管理期間中の地域企業の活用」で金額に二重計上が生じます。様式16-6-2(本紙)では地元貢献の算定で「二重計上は不可」とされているため、施設の運転員雇用(地元雇用)に関して「③地域の人材活用」で計上した場合は、「④運転員雇用を除く運営・維持管理期間中の地域企業の活用」での計上は不可という理解で宜しいでしょうか。 上記理解に誤りがある場合でも、二重計上を防ぐ形で評価方法をお示し下さい。 | 落札者決定基準に対する質問No.6を参照してください。 |
| 27 | 様式第16号-6-2 | - | - | - | - | 地域貢献(定量評価) | 乙型JVの構成企業に地元企業を含む場合「乙型JVの構成企業(地元企業)の発注額(100%)を加算対象とする」とありますが、これは地元外企業と地元企業を合わせた乙型JV全体への発注額ではなく、本様式の図の通り乙型JVの構成企業のうち地元企業が分担施工する部分の金額が加算対象となるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 28 | 第16号-6-4(別紙1) | 1 | - | ③ | - | 地域貢献の内訳 | 二次下請けまでの地元企業が、地域の人材を配置する業務を請負った場合、「④地元企業への発注」に記入し「③地元雇用」への記入は不要と考えてよろしいでしょうか。 | 「③地元雇用」欄は記載してください。なお、詳細は、落札者決定基準に対する質問回答No.6を参照してください。 |

| No. | 様式 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | カナ等 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|-------------------|-----|-----|-----|-----|---------|---|--|
| 29 | 第16号-6-4 (別紙1) | 1 | - | ③ | - | 地域貢献の内訳 | 三次下請け以降の地元企業・地元外企業が、地域の人材を配置する業務を請負った場合、「③地元雇用」に記載できるものとして捉えてよろしいでしょうか。 | 地元貢献の対象範囲は、二次下請けまでとします。詳細は、様式第16号-6-2を参照してください。 |
| 30 | - | - | - | - | - | 単価表 | 用役費算出のため、単価表をご提示願います。 | 単価表は提示しません。要求水準書に示す用役管理業務に基づき、事業者が調達する費用を見込んでください。 |

5 基本協定書(案)に対する質問

| No. | 頁 | 条 | 項 | 号 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|---|----|---|---|------|--|--|
| 1 | 5 | 10 | 3 | 1 | 秘密保持 | 法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合には、相手方に対する事前通知は不要として頂けませんか。 | 原文のとおりとします。必要に応じて、落札者決定後、契約協議の中で協議します。 |

6 基本契約書(案)に対する質問

| No. | 頁 | 条 | 項 | 号 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|---|----|--------|---|--------------|--|---|
| 1 | 1 | 4 | 1 | - | 入札説明書等の優先順位 | 優先順位について、「本基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約、質問回答書、要求水準書、入札説明書、入札提案書類の順にその解釈を優先するものとする。」とありますが、ここでいう「本基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約」とは落札者決定以降に質問回答書の内容及び貴市と事業者の協議結果を反映して作成される契約書との理解で宜しいでしょうか。 「本基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約」が現段階で公表されている(案)を指しており、これらに対する質疑の回答において、これらの図書の記載と異なる解釈が示された場合、質問回答書に記載の内容が優先するものと理解して宜しいでしょうか。 | 前者は、お見込みのとおりです。 「本基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約」とは、市と落札者として決定された事業者とが締結する各契約書を意味しています。各契約書(案)と質問回答書との間に齟齬が生じた場合には、質問回答書の内容を反映したうえで、契約を締結します。 |
| 2 | 1 | 6 | 2 3 | - | 特定建設共同企業体の組成 | 建設共同企業体協定書の原本証明付写しを発注者に提出すると規定されていますが、発注者提出用に原本を作成する旨を建設共同企業体協定書に規定した場合、原本自体を提出することでも宜しいでしょうか。 | 可とします。 |
| 3 | 6 | 20 | - | - | 契約の不調 | 基本協定書には、発注者の責めに帰すべき事由により本契約として成立に至らなかった場合の規定(基本協定書第8条第2項)がありますが、基本契約書にはその規定がありません。基本契約書第20条の定めと基本協定書第8条の定めは同じ趣旨であると考えられますので、基本契約書においても、発注者の責めに帰すべき事由による場合の定めが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。 | 原文のとおりとします。 |
| 4 | 7 | 22 | 3 | 1 | 秘密保持 | 法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合には、相手方に対する事前通知は不要として頂けませんか。 | 基本協定書(案)に対する質問回答No.1を参照してください。 |

7 建設工事請負契約書(案) に対する質問

| No. | 頁 | 条 | 項 | 号 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|-------|-------|---|---|---------------------|--|--|
| 1 | 1 | 1 | 2 | 4 | 総則 | 「通常予見可能な範囲外のもの」とは、当事者の合理的な支配が及ばないものをいうと理解しております。その理解で宜しいでしょうか。 | 社会通念上可能な限りの防止措置等を講じても抗することのできない場合等が該当するものと考えます。 |
| 2 | 1 | 1 | 3 | | 総則 | 優先順位について、「基本契約、本約款、質問回答書、要求水準書、入札説明書、実施設計図書、提案書の順にその解釈を優先するものとする。」とありますが、ここでいう「基本契約、本約款」とは落札者決定以降に質問回答書の内容及び貴市と事業者の協議結果を反映して作成される契約書との理解で宜しいでしょうか。 「基本計画、本約款」が現段階で公表されている(案)を指しており、これらに対する質疑の回答において、これらの図書の記載と異なる解釈が示された場合、質問回答書に記載の内容が優先するものと理解して宜しいでしょうか。 | 基本契約書(案) に対する質問回答No.1を参照してください。 |
| 3 | 2 | 1 | 7 | | 総則 | 協議の対象に直接関連する工事(工事着手前にその前提事項について協議が必要な場合等)については、当該協議が整うまで業務を一時停止することもやむを得ない状況もあり得ると考えますが、そのような場合は工事を一時停止することも認められると理解して宜しいでしょうか。 | 協議内容によるものと考えます。 |
| 4 | 4 | 5条の2 | 2 | | 著作権の譲渡等 | 実施設計図書及び工事目的物については、受注者のノウハウが含まれますので、第5条の2第2項各号の利用を行われる際は、事前に受注者との協議の場を設けて頂きますようお願いいたします。 | ご意見として承ります。 |
| 5 | 7 | 10条の4 | 3 | | 事前調査 | 「受注者事前調査により、工事用地等について、発注者が本建設工事請負契約に従って本工事を遂行することを妨げる瑕疵(地質障害、地中障害物等の瑕疵等を含むがこれらに限定されない。)が判明し、かつ、当該瑕疵が要求水準書等で規定されていなかった、又は要求水準書等で規定されていた事実と異なっていた場合、これに起因して受注者に生じる必要な追加費用及び損害の負担については、発注者と受注者が協議し、合理的な範囲で発注者が負担するものとする。」とありますが、ただし書に規定された事情がない場合には、全額発注者にてご負担頂けるものと理解してよろしいでしょうか。「合理的な範囲で」と記載されている意図についてご教示ください。 | ただし書きの事情がない場合には、原文のとおり、合理的な範囲で発注者が負担します。発注者が負担することが合理的か否かは、状況を踏まえた協議の結果に応じて判断が異なるものと考えられますので、「合理的な範囲で」としております。 |
| 6 | 7 | 10条の4 | 3 | | 事前調査 | ただし書の「要求水準書等に定める現地調査」とは、要求水準書第2部第1章第1節1.1(3)に定める調査をいうと理解して宜しいでしょうか。また、ただし書きについて、どういった場合に受注者の責任があるといえるのか詳細にご教示いただけますようお願いいたします。 | 前者はお見込みのとおりです。後者のただし書きについて、受注者による調査が不十分と判断される場合等が該当します。 |
| 7 | 11 | 18 | 1 | 4 | 条件変更等 | 本号において、「施行上」「施行条件」という文言がありますが、それぞれ「施工上」「施工条件」の誤りと思われるので、ご修正をお願いいたします。 | ご指摘のとおり、「施行上」「施行条件」は「施工上」「施工条件」の誤りです。 |
| 8 | 12 | 20 | 1 | | 工事中止 | 工事に関与する者において、新型コロナウイルスの感染が拡大し、一定期間工事を行うのが不適当と認められる場合、本項及び第3項に基づき、工事の一時中止、並びに、必要な履行期間及び請負代金額の変更等をお認め頂けると理解して宜しいでしょうか。 | 新型コロナウイルスの感染に関しては、本項及び第3項には当てはまりません。国、県等の通知、指導に基づき対応します。 |
| 9 | 16 | 31 | 7 | | 検査及び引渡し | 本項の規定が設けられた趣旨、適用される事例、「完成図書その他成果物」の具体的な内容についてご教示ください。 | 本項は、公共としての役割を果たすための規定として設けています。「完成図書その他成果物」は、要求水準書の第2部第1章第8節を参照してください。 |
| 10 | 19 | 39 | | | 債務負担行為に係る契約の特則 | 各年度の支払限度額及び出来高予定額についてご教示願います。また、決定しない場合は、受注者の提案とさせていただきますともよろしいでしょうか。 | 入札説明書(別紙2)「3対価の支払い方法」のとおり、各年度の支払限度額及び出来高予定額は、落札者の提案を踏まえ、契約書作成時に提示します。 |
| 11 | 21~22 | 44条の2 | 1 | | 性能保証責任 | 「受注者は、・・・引渡しの時において設計図書又は提案書に規定された性能を有することを要求水準書等の定めるところに従い保証する」とありますが、引渡しは、要求水準書第2部第1章第6節(性能保証)及び第10節(正式引渡し)に基づき行われることになるかと理解しております。この理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。ただし、提案書に示された水準が要求水準書等に示された水準を上回る場合は、提案書の内容が性能保証事項となります。 |
| 12 | 29 | 61 | 3 | 1 | 秘密保持 | 法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合には、相手方に対する事前通知は不要として頂けませんでしょうか。 | 基本協定書(案) に対する質問回答No.1を参照してください。 |
| 13 | 30 | 64 | 2 | | 地域経済への貢献金額に係る提案の未達成 | 「当該未達成の発生が受注者の責によらないと発注者が認めた場合」について、どのような場合を「受注者の責によらない場合」、又は、受注者の責による場合とお考えでしょうか。具体的なケース・事例などをご教示ください。 | 予定していた地元企業の倒産し、代替の地元企業が存在しない場合等が想定されます。 |

8 運営業務委託契約書(案) に対する質問

| No. | 頁 | 条 | 項 | 号 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|----|----|----|---|--------------------|---|---|
| 1 | 1 | 1 | 1 | - | 総則 | 優先順位について、「基本契約、本約款、質疑回答書、要求水準書、入札説明書、提案書の順にその解釈を優先するものとする。」とありますが、ここでいう「基本契約、本約款」とは落札者決定以降に質問回答書の内容及び貴市と事業者の協議結果を反映して作成される契約書との理解で宜しいでしょうか。 「基本計画、本約款」が現段階で公表されている(案)を指しており、これらに対する質疑の回答において、これらの図書の記載と異なる解釈が示された場合、質問回答書に記載の内容が優先するものと理解して宜しいでしょうか。 | 基本契約書(案)に対する質問回答No.1を参照してください。 |
| 2 | 1 | 1 | 4 | 3 | 総則 | 「通常予見可能な範囲外のもの」とは、当事者の合理的な支配が及ばないものをいうと理解しております。その理解で宜しいでしょうか。 | 建設工事請負契約書(案)に対する質問回答No.1を参照してください。 |
| 3 | 1 | 1 | 10 | - | 総則 | 第1文について、「…本運営業務委託契約締結時に利用しうる全ての情報及びデータを十分に検討した上で、本運営業務委託契約を締結したことをここに確認する。…」とありますが、これは、受注者が自己の業務遂行のために自ら必要と判断した情報を自ら入手し、検討した上で業務の遂行にあたるということの意味しているものと理解して宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 4 | 3 | 5 | 7 | - | 業務遂行 | 基本契約、要求水準書等及び本運営業務委託契約を遵守して業務を履行している中で周辺住民から苦情等が出た場合は、本施設の設置そのものに対する苦情に該当するため、入札説明書別紙4「リスク分担表」に従い、貴市が主となってご対応頂きますようお願いいたします。 | 本施設の設置そのものに対する苦情については市が主体となって対応しますので、事業者は市に協力してください。 |
| 5 | 6 | 15 | 1 | - | 料金の徴収事務 | 登録業者の料金収納方法についてご教授ください。 | 要求水準書に対する質問回答No.3を参照してください。 |
| 6 | 6 | 15 | 2 | - | 料金の徴収事務 | 指定金融機関に入金する場合、振込は翌営業日又は休日明けの営業日とすることで宜しいでしょうか。 | 詳細については、落札者と協議し決定します。 |
| 7 | 6 | 15 | 3 | - | 料金の徴収事務 | 指定金融機関に入金する場合の振込手数料負担は、貴市でしょうか、事業者でしょうか。ご教授ください。 | 事業者負担とします。 |
| 8 | 7 | 20 | 3 | - | 住民対応 | 訪問等には施設見学も含まれると理解して宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 9 | 8 | 21 | 3 | - | 住民対応 | 電話照会の具体的内容はどの様なものでしょうか。又、照会件数は1日当たりどの程度と想定されていますでしょうか。 | 貴社のご経験に基づき想定してください。 |
| 10 | 8 | 23 | 4 | - | 処理不適物等に係る取扱い | 処理不適物の混入を原因としたプラント設備の故障等が生じた場合の負担の考え方について、「不可抗力に起因するものについては、第33条第3項ただし書及び第44条の規定に従う」とありますが、不可抗力に起因する処理不適物の混入とはどのような場合が考えられるのか、ご教示ください。 | 不可抗力に起因する処理不適物を想定していますが、善良なる管理者の注意義務をもって、処理不適物は排除してください。 |
| 11 | 10 | 33 | 1 | - | 性能未達期間中に生じる費用の負担 | 5～6行目に「受注者に生じた損害を合理的な範囲で負担する」とありますが、「合理的な範囲」と記載されている意図についてご教示ください。 | 追加費用・損害名目で請求されれば何でも認めるわけではなく、発注者が負担するのが合理的と認められる範囲で費用を負担することを明確にするためです。 |
| 12 | 12 | 37 | 2 | - | ごみ質 | 計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物の処理のために要した費用の増加について、「受注者が合理的に説明し、発注者が当該説明の内容に同意したときは」発注者が費用を負担する旨が記載されております。これについて、受注者が合理的に説明を行った場合であっても、発注者が当該説明の内容に同意しない場合があり得るのでしょうか。また、それはどのような場合でしょうか。ご教示ください。 | 発注者が「受注者の説明は合理的だ」と判断すれば説明内容に同意しますし、そう判断しなければ同意しない、というのが、基本的な想定です。 |
| 13 | 14 | 44 | 3 | - | 不可抗力によって発生した費用等の負担 | 受注者は、発注者の所有している施設について、委託を受けて運転維持管理を行っているに過ぎないものですので、不可抗力の発生に起因して施設に発生した損害・損失又は追加費用は、その一部であっても受注者が負担するのは不合理であると考えます。つきましては、これらの費用等については、全額発注者にてご負担頂きますようお願いいたします。 | 原文のとおりとします。 |

| No. | 頁 | 条 | 項 | 号 | 項目名 | 質問の内容 | 回答 |
|-----|----|----|---|---|----------|--|----------------------------------|
| 14 | 14 | 46 | 3 | - | 本施設の改良保全 | 新技術の導入による効果を受注者も受けられることを前提に、運営業務委託料の減額等について協議が行われるものと理解して宜しいでしょうか。 | 基本的にはお見込みのとおりですが、内容、協議によります。 |
| 15 | 21 | 69 | 3 | 1 | 秘密保持 | 法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合には、相手方に対する事前通知は不要として頂けませんでしょうか。 | 基本協定書(案) に対する質問回答No. 1を参照してください。 |